

海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市

匝瑳市総合計画

後期基本計画（2016-2019）

素案

※提出された意見への対応について

意見募集期間内に提出された意見及びこれに対する市の考え方について、市のホームページで公表します。
なお、意見提出者の公表や意見提出者個人に対する回答は行いません。

平成 27 年 9 月

(はじめに) 揿入ページ

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の位置づけ	3
2 基本構想の概要	4
(1) まちづくりの基本的な視点	4
(2) 将来都市像	5
(3) 基本目標	6
3 人口推計	9
4 匝瑳市の主要課題	10
(1) 人口減少・少子高齢化への対応	10
(2) にぎわいの創出	10
(3) 環境の保全	10
(4) やさしく安心・安全な生活環境づくり	11
(5) 「地域力」の強化	11
(6) 行財政運営の健全化	11
第2章 リーディングプラン	13
リーディングプランの位置づけ	15
プラン1 少子高齢化時代の子育て応援プラン	16
プラン2 活気にあふれたにぎわい創出プラン	17
プラン3 豊かな自然を守る環境保全推進プラン	18
プラン4 いざというときの安心・安全プラン	19
プラン5 課題解決に取り組む「地域力」向上プラン	20
プラン6 持続可能な行財政運営健全化プラン	21
第3章 施策の展開	23
施策体系	25
基本目標1 生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる(健康・福祉・医療分野) ..	27
施策 1-1 健康・生きがいづくりの推進	27
施策 1-2 高齢者福祉の充実	31
施策 1-3 障害者福祉の充実	37
施策 1-4 子育て・子育ち支援の充実	42
施策 1-5 医療体制の充実	47
施策 1-6 地域福祉の推進	50
基本目標2 活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる(産業・経済分野)	55
施策 2-1 農林水産業の活性化	55
施策 2-2 商工業の活性化	60

施策 2-3	観光の活性化.....	63
施策 2-4	産業間連携の推進と雇用・消費の場の創出.....	67
基本目標 3	自然と共生し、快適で安全なまちをつくる(生活環境・都市建設分野)	70
施策 3-1	自然環境の保護と循環型社会の形成.....	70
施策 3-2	市街地の活性化と交通網の整備.....	74
施策 3-3	住環境の整備.....	77
施策 3-4	安心・安全な地域づくりの推進.....	81
基本目標 4	個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる(教育・交流分野)	86
施策 4-1	学校教育の充実.....	86
施策 4-2	生涯学習・生涯スポーツの推進.....	91
施策 4-3	地域文化の振興.....	95
施策 4-4	コミュニティの育成と交流活動の促進.....	98
施策 4-5	男女共同参画の促進.....	101
基本目標 5	市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる(住民協働・行財政分野) 104	104
施策 5-1	まちづくり情報共有の推進.....	104
施策 5-2	行財政運営の効率化・高度化.....	107
施策 5-3	広域行政の推進.....	111

第1章

計画の概要

1 計画の位置づけ

匝瑳市総合計画・後期基本計画は、長期的な展望に立った総合的なまちづくりの方針である「匝瑳市総合計画 基本構想」に基づき、将来都市像である『海・みどり・ひとがはぐくむ活力あるまち 匝瑳市』の計画的な実現に向けて、具体的な施策の方向を総合的かつ体系的に示す「基本計画」です。

平成 27 年度を最終年度とする「中期基本計画」の実施状況および取組みの成果を評価しつつ見直しを行い、新たに「後期基本計画」として策定します。

[基本構想]

本市がめざすべき都市の将来像およびそれを実現するための施策の大綱を明らかにするものです。平成 31 年度（2019 年度）を目標年度とする 12 か年の計画です。

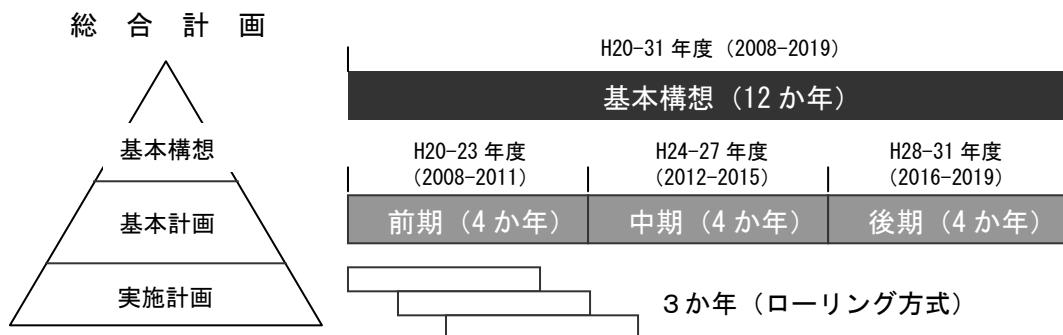
[基本計画]

基本構想に示した施策の大綱の具現化に必要な施策・事業を総合的・体系的に明らかにするものです。期間は 4 か年とし、「前期」、「中期」、「後期」に分けて策定します。

[実施計画]

基本計画に定めた施策について、実施する具体的な事業内容と実施時期を定めたものです。期間は 3 か年とし、毎年度見直しを行うローリング方式によって策定します。

◆総合計画のあらまし



2 基本構想の概要

平成 20 年度から平成 31 年度までの 12 年間を計画期間としている「基本構想」の概要は以下のとおりです。

(1) まちづくりの基本的な視点

本市のまちづくりに対する基本的な考え方として、以下の 4 つの視点に立ったまちづくりを推進していきます。

視点1 市民の暮らしを重視したまちづくり

まちづくりの基本は、その主体である市民一人ひとりが幸せ・豊かさ・安らぎを実感しながら暮らし続けることができる環境をつくることであり、そのことがまちの持続的発展につながると考え、心の豊かさと暮らしやすさを大切に考えたまちづくりを進めます。

視点2 地域の個性を生かしたまちづくり

個性や多様性に価値観が認められる時代となった今、まちづくりにおいても、地域の個性を見出し、育て、まちの独自性として確立していくことが地方分権社会にふさわしいと考え、地域の個性を最大限に生かしたまちづくりを進めます。

視点3 市民との協働によるまちづくり

限られた資源の中で多様化・高度化する市民ニーズに対し、きめ細かなサービスを提供する手段としてのみならず、市民の力をまちづくりに生かすことそのものが、コミュニティを育てるにつながると考え、市民と行政との多様な協働によるまちづくりを進めます。

視点4 総合的施策によるまちづくり

市民の暮らしは、さまざまな要素によって形成されており、多面的な視点から分野横断的に施策を組み合わせながら展開していくことが目的達成への近道であると考え、本来の目的を見据えながら、施策の総合化による効果的かつ効率的なまちづくりを進めます。

(2) 将来都市像

総合計画を推進するにあたり、めざす将来都市像を『海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市』と定め、まちづくりの基本的方向性を示すテーマとします。

『海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市』

「海」は、雄大な太平洋とあらゆる分野における本市の無限の発展性を表します。

「みどり」は、下総台地の広大な丘陵の緑と市街地を包み込む田園風景、それらが与える安らぎと恵みを表します。

「ひと」は、地域で生まれ育った人、他地域から移り住んできた人、さらには地域を離れた人、本市にかかわるすべての人をあらわすとともに、日々の営みや生産活動、交流（ふれあい）、そこから生まれる温もりを表します。

さんさんとした陽光の中、これらが一体となって豊かな歴史・文化を融合・調和させながら、伝統産業と新しい産業を連携させて活性化を図り、さらに、生活環境や福祉の充実を図るなど、多彩な魅力を持つ「活力あるまち」づくりを推進することを「はぐくむ」という言葉で表現しています。

(3) 基本目標

各分野における基本的な目標を以下のとおりとし、

基本目標1

生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる（健康・福祉・医療分野）

すべての市民が生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくるために、健康・医療・福祉をはじめ各分野が連携しながら、地域全体で一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援がなされる環境づくりに努め、生涯の各段階すべてにおいて健康や生きがいを感じ、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

また、温暖な気候や豊かな自然、充実した拠点施設、元気な高齢者や団塊の世代などの人材、地域の連帯感など、本市の強みである地域資源を十分活用し、はぐくみながら、あたたかなふれあいと交流の中で高齢者や障害者などを見守り、地域で子どもを育てるまちづくりを進めます。

基本目標2

活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる（産業・経済分野）

活気に満ち、はつらつとしたまちづくりを進めるために、各種産業の生産・経営基盤の強化支援を図ります。

また、農林水産業と商工業、観光業の連携を促進しながら、それぞれの産業が地域間競争に勝ち抜く個性ある地域産業として育成・発展していくための支援の充実に努めるとともに、首都圏や海外への好アクセス条件を生かした企業誘致などを推進します。

さらに、魅力ある雇用・消費の場の創出と働きやすい職場環境に努めることで労働力の確保と消費活動の活性化につなげるなど、若者や女性、高齢者をはじめすべての市民が、いきいきと労働や生産活動などに参加し続けることのできるまちづくりを進めます。

基本目標3

自然と共生し、快適で安全なまちをつくる（生活環境・都市建設分野）

本市の誇りである九十九里海岸や里山などのかけがえのない自然と共生し、かつ快適で安全なまちをつくるために、ごみ処理や生活排水のための基盤整備を継続的に推進するとともに、市民一人ひとりがリサイクルや不法投棄の防止などに積極的に取り組むための意識の醸成および市民活動支援の充実を図ります。

また、中心市街地の活性化や公共交通機関の充実といった都市機能の強化および都市基盤を計画的に整備することで、誰もが快適で暮らしやすく利便性の高い環境づくりを推進するとともに、災害や交通事故、犯罪などから市民の生命と財産、子どもの安全を守るために、関係機関の連携強化および情報共有の促進、自主活動組織の活性化を図るなど、地域ぐるみで取り組むまちづくりを推進します。

基本目標4

個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる（教育・交流分野）

個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくるために、学校・地域・家庭がそれぞれの役割の中で連携し合いながら、さまざまな交流や体験を通して子どもたちの個性をはぐくむ教育環境づくりに努めるとともに、本市が持つ豊かな自然環境や活動拠点施設、経験豊かな地域の人材などを十分活用しながら、生涯を通じて学習する意欲の向上と機会の提供を図ります。

また、地域の歴史や伝統的文化の継承および新たな文化の創造に向けた市民活動を積極的に支援し、世代間の交流促進と地域の個性をはぐくむ取組みを促進するとともに、市民一人ひとりが年齢や性別などにかかわりなく、お互いの個性と人権を尊重し、理解し合って、その人の能力や意欲が十分発揮される環境づくりを進めます。

基本目標5

市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる（住民協働・行財政分野）

市民が主役となるまちづくりを推進していくために、市民と行政がさまざまな媒体や機会を通じて情報を共有し、まちづくりの問題意識と方向性を共有しながら、市民と行政が一体となり共に考え、共に行動する体制づくりを推進するとともに、ボランティア活動の促進や地域活動団体への支援の充実など、市民一人ひとりが地域活動に積極的に参加できるまちづくりを推進します。

また、市の財政状況に応じた効果的かつ効率的な行財政運営を進めることにより、健全なまちづくりの推進と市民サービスの向上を図ります。

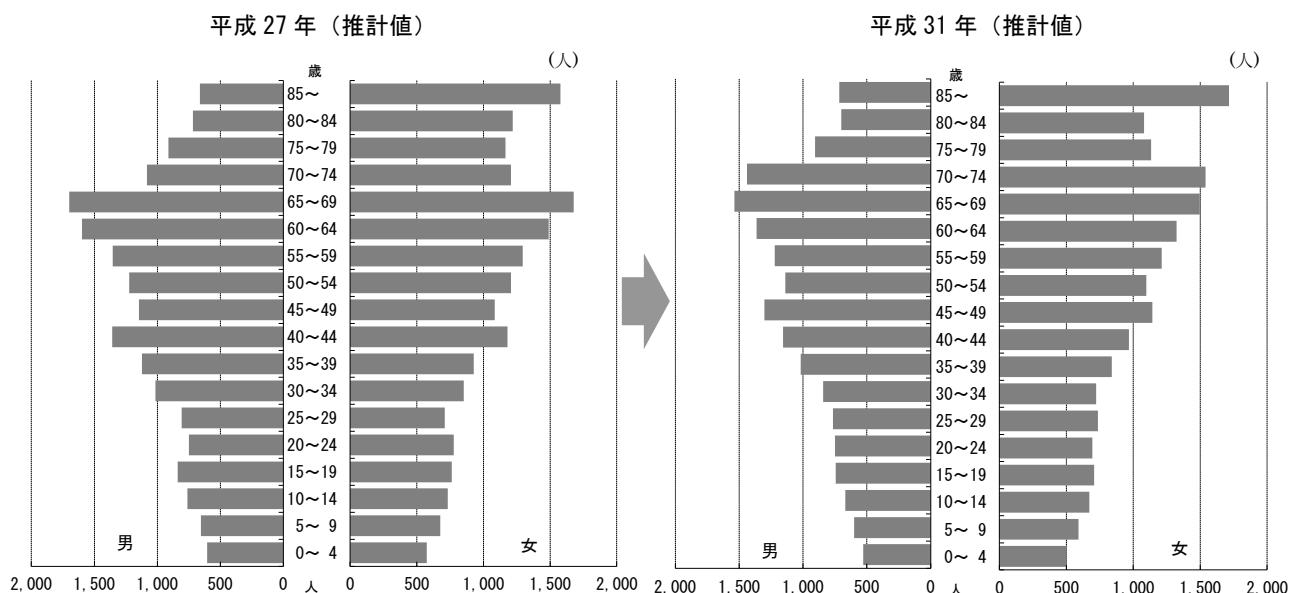
3 人口推計

計画策定の前提となる人口フレームについて、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に推計しました。

本市の人口は、後期基本計画の目標年度となる平成 31 年度には概ね 35,600 人になる見通しです。

少子高齢化がさらに進行し、15 歳未満の年少人口は平成 22 年から 9 年間で約 1,100 人減少する一方、65 歳以上の高齢者人口は 1,300 人以上増加し、高齢化率も 35% 程度になることが予想されます。

■人口ピラミッド



■人口推計

	平成 22 年 (実績値)		平成 27 年 (推計値)		平成 31 年 (推計値)	
総人口	39,814 人	割合	37,424 人	割合	35,572 人	割合
0-14 歳	4,632 人	11.6%	4,004 人	10.7%	3,561 人	10.0%
15-64 歳	24,177 人	60.7%	21,498 人	57.4%	19,745 人	55.5%
65 歳以上	10,952 人	27.5%	11,922 人	31.9%	12,266 人	34.5%
年齢不詳	53 人	0.1%				

(平成 22 年の実績値：国勢調査)

(平成 27 年の推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」)

(平成 31 年の推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に推計)

4 匝瑳市の主要課題

(1) 人口減少・少子高齢化への対応

平成 22 年の国勢調査と平成 27 年の推計値を比較すると、本市総人口は約 2,400 人減少し、高齢者数は約 1,000 人増加しています。高齢化率は 31.9% と県（24.7% 平成 27 年 4 月 1 日現在）や全国平均（26.0% 平成 26 年 10 月 1 日現在）と比べても高く、年少人口も約 600 人減少し、他の地域と比べ早いペースで少子高齢化が進行しています。少子高齢化がもたらす社会的影響として労働力不足による地域産業の停滞や社会保障費の増大、家族形態の変化や子どもの教育環境などさまざまな分野での影響が考えられ、こうした課題に対応したまちづくりを進めなければなりません。

少子化に歯止めをかけるためにも、地域全体で子どもたちを育てるまちづくりを推進するとともに、女性や若者が安心して働き続けることのできる場を確保していく必要があります。また、学校統合など、少子化に対応した教育環境づくりも大きな課題です。

さらに、地域の貴重な財産である高齢者が増加することから、まちづくりへの参画を促進し、その知識と能力が十分に生かされる場を積極的に創出していくことも重要な課題です。

(2) にぎわいの創出

産地間・国際間競争の激化、産業構造の転換が進む中、本市においては、農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷、商品販売額の伸び悩みなど、地域全体の活気向上に有効な方策が見出せないまま、農家数の減少を始め、事業所や商店も減少しています。本市産業の維持・発展のためには、農林水産業と商工業、観光業の連携を進めながら、首都圏、成田空港からのアクセス条件や自然・文化など地域特性を生かした魅力ある産業振興が必要となっています。

また、活気にあふれ、にぎわいのあるまちづくりを推進していくためには、中心市街地の活性化や道路網の整備、公共交通機関の充実を図り、さらには観光業の活性化や各種イベントなどを通じて地域内外の交流人口を増加させることも重要な課題となります。

(3) 環境の保全

本市は、九十九里海岸の美しい海とみどり豊かな自然環境に恵まれており、もっとも自慢できるものの一つとなっています。一方で、野焼きや荒廃地の拡大、不法投棄など環境に関するさまざまな問題にも直面しており、自然環境の保護は本市の主要な課題となっています。

美しい自然環境を守るために、市民一人ひとりの環境保護に対する意識の醸成と積極的な行動を促しながら、ごみの減量化・再資源化、産業廃棄物不法投棄の監視のほか、生活排水の浄化や循環型社会をめざした環境にやさしい取組みを推進していかなければ

なりません。

(4) やさしく安心・安全な生活環境づくり

東日本大震災以降、津波の脅威などに対する安全対策が求められており、近い将来発生が懸念される大震災などによる大規模災害に備え、防災施設の整備など災害防止対策を進めるとともに、災害発生時に被害を最小限に食い止めるための準備を地域全体で取り組んでいく必要があります。

さらに、高齢者や子どもなどを交通事故や犯罪などから、地域全体で守る体制の構築が求められています。

また、市民の多くは現在の医療体制に不安を感じています。市民病院の機能強化および休日や夜間の救急医療体制の確立など、安心できる医療体制の充実が求められています。

(5) 「地域力」の強化

本市では、昔ながらのコミュニティを基盤とした活動や取り組みがなされており、比較的連帯感の強い地域もあります。こうした特徴を生かし、既存施設を活用しながら、さらなる地域活動の活性化を図るとともに、各種団体をはじめ、市民、企業などとの連携を促進し、地域の課題に対し地域全体で取り組み、解決していくことのできるまちづくりを推進していく必要があります。

また、学校と地域・家庭が連携しながら、未来を担う子どもたちを地域社会全体で育て、見守っていく環境づくりが求められているほか、これまで継承してきた地域文化の一層の保存・継承なども、地域力の向上につながる取組みとして必要です。

(6) 行財政運営の健全化

本市の財政状況は、市税や地方交付税の伸びに期待できない中で、扶助費や物件費などの経常的経費が年々増加し、厳しい財政運営を強いられていることから、財政の健全化は喫緊の課題となっています。

そのためにも、市税などの歳入の確保、経費の削減、事業の重点的・効率的な実施など行財政改革を推進することにより、歳出を歳入に見合った規模に抑え、将来にわたって持続可能な行政運営への転換を図っていかなければなりません。

また、市民に対し、市政の積極的な情報公開や幅広い広聴活動、地域活動への参加促進などにより、市民と行政がまちづくりの課題を共有し、協働による本市らしいまちづくりの手法を確立していくことがこれから の課題です。

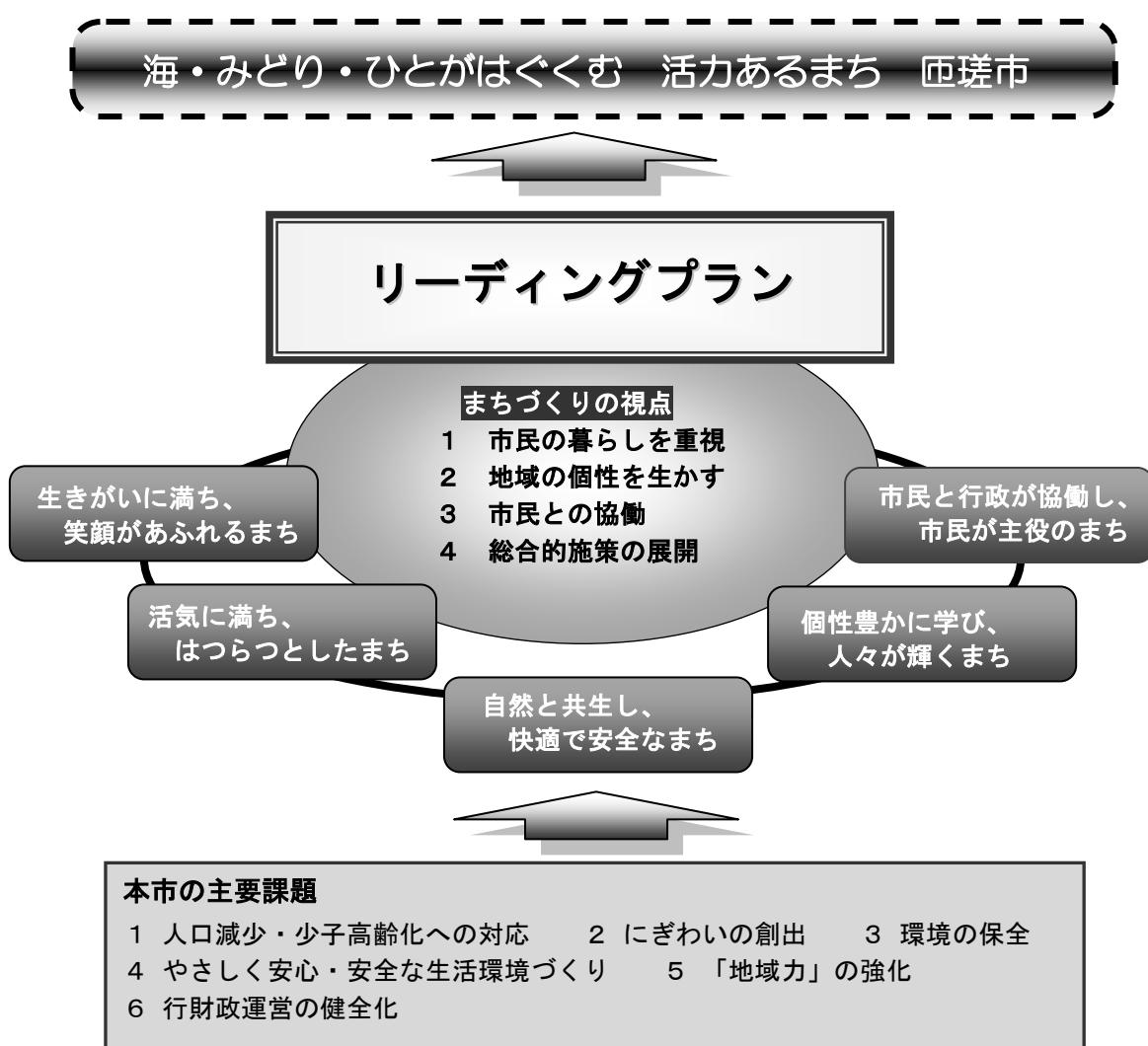
第2章
リーディングプラン

リーディングプランの位置づけ

人口減少や少子高齢化の進行は、本市が抱える大きな課題となっており、人口の減少が経済活動の縮小やコミュニティ機能の低下など、市民生活のさまざまな分野に大きな影響を与えています。

こうした人口減少に起因する深刻な行政課題に対応し、めざす将来都市像である「海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市」の実現に向けた施策を推進するにあたり、優先的に取り組むべき施策を「リーディングプラン」として設定し、「まちづくりの基本的視点」を踏まえた分野横断的な取組みによる効果的な施策の推進を図ります。

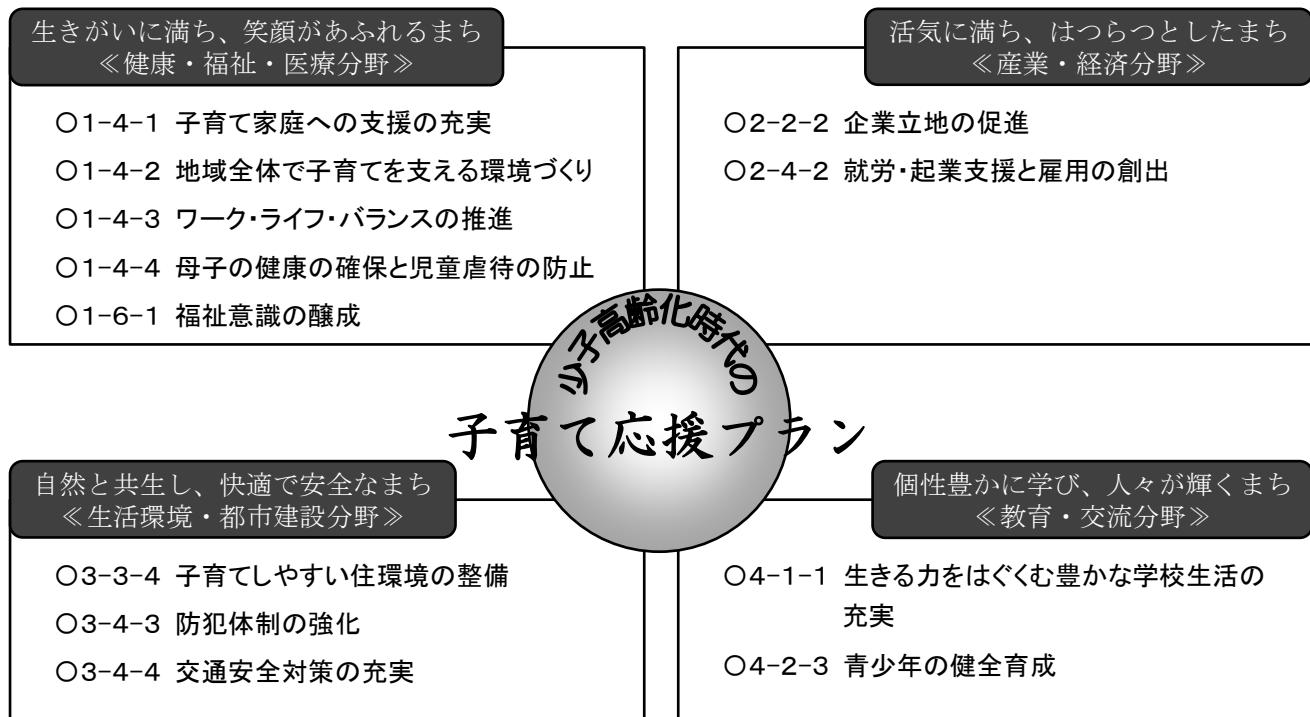
また、匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略による地方創生に向けた取組みを推進します。



プラン1 少子高齢化時代の子育て応援プラン

- ライフスタイルの変化や女性の社会進出の増加によって、多様な子育て家庭が増えたことで子育てへの不安や負担も多種多様化し、子育ての孤立化を防ぐために、すべての親が「ひとりで子育てをしているのではない」と実感できるよう、地域や関係機関・団体など社会全体で子育てを見守り、支援することで、子どもを地域全体の宝として支える取組みを進めます。
- 近年では子どもが犯罪に巻き込まれる事件も多発していることから、子どもを犯罪などの被害から守るために活動や、子どもを交通事故から守るために交通安全教育を推進し、安全で安心できる環境づくりを進めます。
- 親となる世代の経済的自立と仕事と家庭の両立支援に向け、雇用の確保と労働環境の充実などにより、魅力ある「働く場」の創出を推進するとともに、女性だけでなく男性も含めた働き方の見直しを進め、地域の企業、子育て支援団体などが、互いに連携・協力し合いながらワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。
- 子どもたちの望ましい学習環境を整えるため、学校統合による学校規模の適正化を含めて検討し、少子化に対応した活力ある学校づくりを進めます。

重点施策



プラン2 活気にあふれたにぎわい創出プラン

- 今後、人口減少が見込まれる中、まちの活気を維持するためには「ひと」の交流と、充実した「しごと」の機会が必要となります。
- 海浜リゾート地として有名な九十九里浜をはじめ、飯高檜林跡や各種文化財のほか、各地域に眠る観光資源を活かしたまちづくりを推進していきます。また、観光案内所などを活用し、観光情報をわかりやすく発信します。
- 匝瑳市の基幹産業である農業を軸として、地産地消の促進や6次産業化、多様な地元产品的ブランド化を進め、産業構造の再構築をすることで農商工が一体となった産業の振興をめざします。
- 既存の商業や工業、豊富な農業資源や自然・歴史・文化を生かした産業振興と交流促進を行うとともに、市内外から気軽に訪れることができるよう、銚子連絡道路の延伸に伴う道路網の整備など、アクセスしやすい道路環境づくりのほか、“散歩のまちづくり”推進に向けたソフトやハードの整備を図り、活気にあふれたにぎわいあるまちづくりをめざします。

重点施策

活気に満ち、はつらつとしたまち 『産業・経済分野』

- 2-1-1 生産基盤の整備と経営体制の強化
- 2-1-2 販路の拡大と消費者ニーズへの対応
- 2-1-4 「日本有数の植木のまち」の推進
- 2-2-1 活気ある商店街の形成
- 2-3-1 観光資源の整備と掘り起こし
- 2-3-2 体験・交流プログラムの充実
- 2-3-3 効果的な観光情報の発信

にぎわい創出プラン

自然と共に生し、快適で安全なまち 『生活環境・都市建設分野』

- 3-2-1 地域特性に応じた拠点の育成・整備
- 3-2-2 幹線道路の整備
- 3-2-3 公共交通機関の利用促進

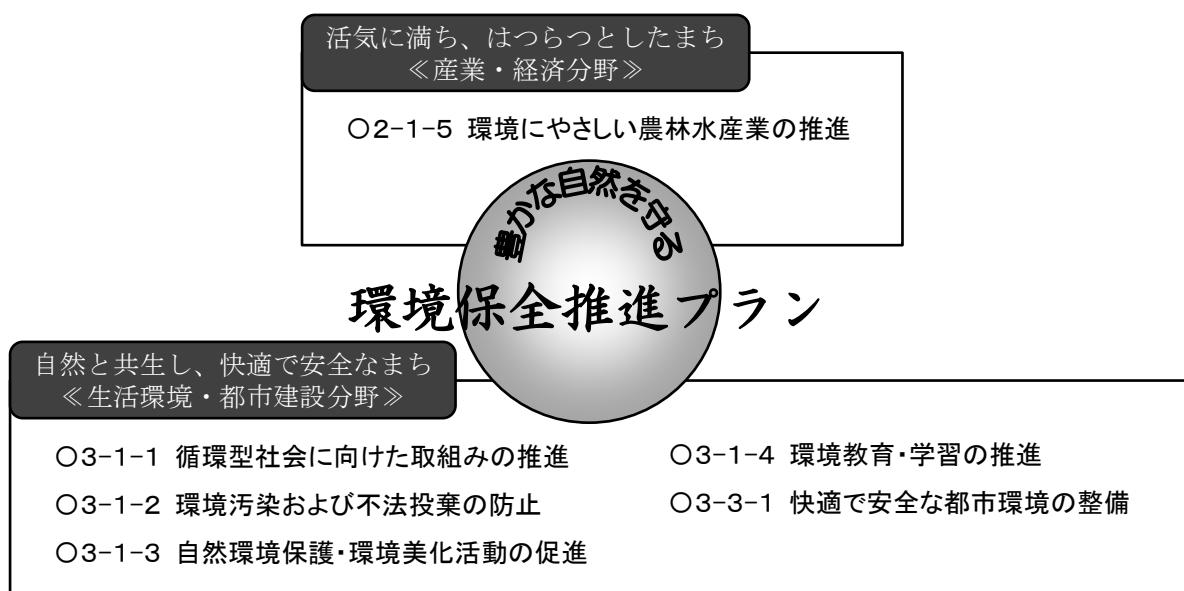
個性豊かに学び、人々が輝くまち 『教育・交流分野』

- 4-1-1 生きる力をはぐくむ豊かな学校生活の充実
- 4-3-2 歴史的建造物・文化財の保全とPR

プラン3 豊かな自然を守る環境保全推進プラン

- 水田や畠、雑木林、社寺林など、市民の生活と密接に関係しながら形成されてきた里山の自然を守るために、環境保全に向けた共同活動と先進的な営農活動を図ります。
- 生活と歴史に密着したみどりの保全は、自然環境の保全としての観点はもちろん、市の良好な風景を構成する要素として、潤いのある快適環境の観点からも重要です。市の特徴的な風景を活用した地域性あふれる景観づくりを行っていくことが求められます。また、環境美化の観点からごみのポイ捨てや不法投棄がないようマナー・モラルの向上を図り、清潔で美しいまちづくりをめざしていきます。
- 歴史ある環境資源を次世代へ残していくために、私たちは持続的な発展が可能な社会を築いていく必要があります。ごみの発生抑制やリサイクルの推進による省資源・省エネルギーに関する取組みを進め、資源の新たな消費を抑制し、質の高い循環型社会を構築していきます。

重点施策



プラン4 いざというときの安心・安全プラン

- 風水害や地震をはじめとする自然災害や火災、事故によるさまざまな大規模災害に関して、平時の予防活動、災害時の応急対策および復旧活動などに努めます。
- 災害時における市民の迅速かつ安全な避難を促すため、ハザードマップなどを活用した避難に関する情報の周知徹底と防災意識の向上に努めるとともに、防災無線などをはじめとした災害情報を提供する通信施設や通信手段の充実を図ります。併せて、地域防災力の強化を図ります。
- 高齢者や障害者、子どもを地域ぐるみで守るために、関係機関の連携により、災害時の援護体制や虐待などの早期発見・保護体制、子どもに対する犯罪などの見守りネットワーク体制を構築していきます。また、地域の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する「地域包括支援センター」による相談業務の充実を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができる支援体制づくりを推進します。
- 市民病院の医療従事者の確保および機能拡充に努めるとともに、診療所や周辺中核病院との機能分担と連携強化を図るなど、安心できる医療体制の充実に努めます。
- 通学路などへの防犯灯や街路灯の設置を推進し、日常生活圏における安全性の向上を図ります。また、通過交通の適正誘導や狭隘道路の解消、低・未利用地の管理強化を通して、犯罪や交通事故の未然防止に努めます。

重点施策

生きがいに満ち、笑顔があふれるまち
《健康・福祉・医療分野》

- 1-2-3 地域包括ケアシステムの充実
- 1-2-7 高齢者の虐待防止と権利擁護

- 1-5-1 匝瑳市民病院の機能強化と情報発信
- 1-5-3 広域医療圏における連携強化

安心・安全プラン

自然と共に生し、快適で安全なまち
《生活環境・都市建設分野》

- 3-4-1 防災対策の充実
- 3-4-3 防犯体制の強化

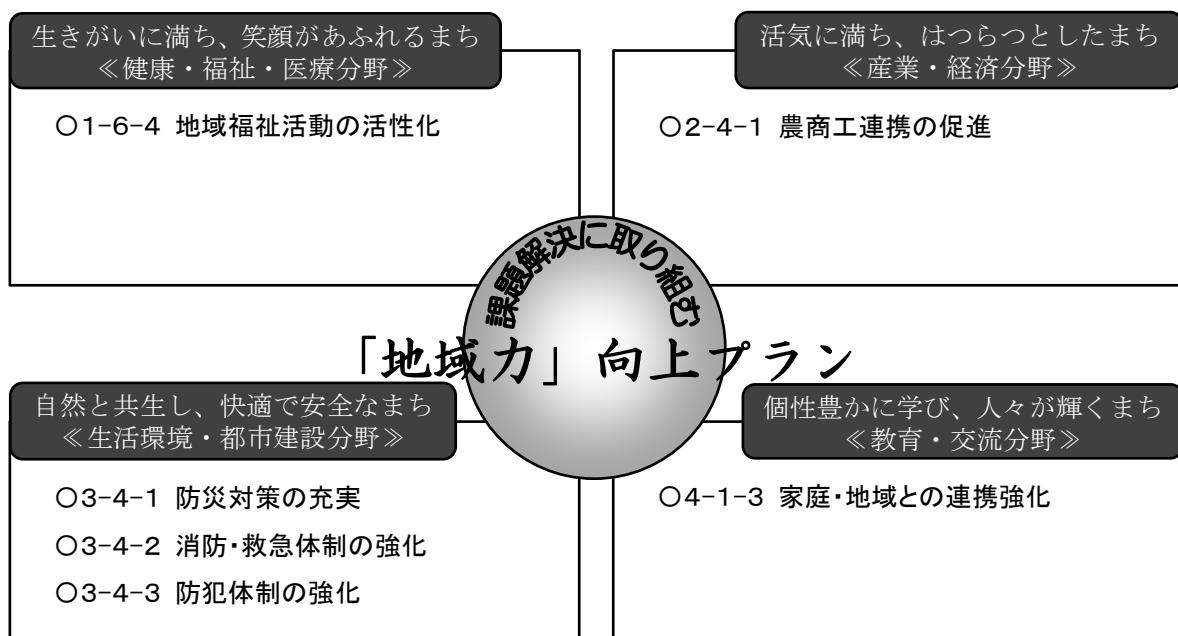
個性豊かに学び、人々が輝くまち
《教育・交流分野》

- 4-1-4 学校内外の安全の確保

プラン5 課題解決に取り組む「地域力」向上プラン

- 近年の家族構成の変化に加え、社会経済情勢の変化や価値観の多様化もあり、地域コミュニティの希薄化が一層進んでいます。
- 地域コミュニティの担い手として、町内会・自治会など、伝統的なコミュニティのほか、ボランティア・市民活動団体やNPO法人など、特定の目的を持ったコミュニティや、事業者など、地域が一丸となって地域課題に取り組むネットワークの形成を推進します。
- 農林水産業、商工業、観光業の連携強化を図り、地域の持つ魅力と発展可能性を見出し、産業振興へつなげていく体制づくりを推進します。
- 自主防災活動を支える人材の育成や、自主防災組織と地域のさまざまな団体との連携を強化することにより地域防災力の強化を図るとともに、消防団および消防組合の活動支援の充実に努め、地域の消防・救急体制の強化を図ります。また、関係機関と連携し、地域全体での防犯活動を促進します。
- 地域に開かれた学校をめざし、地域の人材や意見を学校教育の場に活用するとともに、PTA活動の活性化を図り、家庭・地域との連携体制の強化に努めます。

重点施策



プラン6 持続可能な行財政運営健全化プラン

- 市政に関する情報をわかりやすく提供していくとともに、市民誰もが市政に参加し、意見交換ができる場を充実させ、透明性の高い市政運営を図ります。
- 地域で活動するさまざまな組織との連携を図り、市民や団体、企業などが積極的にまちづくり活動に参加する市民協働のまちづくりを推進します。
- 第3次行政改革大綱に基づき、財政基盤強化のための自主財源などの確保に努めるとともに、事務事業の見直しによる事業の重点化・効率化、徹底した経費の節減を図ることにより、持続可能な行財政運営を推進します。

重点施策

持続可能な
行財政運営健全化プラン

市民と行政が協働し、市民が主役のまち
『住民協働・行財政分野』

- 5-1-1 市民に役立つ情報提供の推進
- 5-1-2 市民と行政との協働によるまちづくりの推進
- 5-2-1 歳入確保対策の推進
- 5-2-2 事務事業の合理化・効率化と経費節減

第3章

施策の展開

施策体系

基本目標1 生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる（健康・福祉・医療分野）

施策 1-1 健康・生きがいづくりの推進	1-1-1 健康意識の啓発と健康づくり活動の促進 1-1-2 相談支援体制の充実 1-1-3 予防医療の推進 1-1-4 「食育」の推進
施策 1-2 高齢者福祉の充実	1-2-1 活躍の場と生きがいの創出 1-2-2 介護予防の推進と自立支援 1-2-3 地域包括ケアシステムの充実 1-2-4 認知症対策の推進 1-2-5 介護保険サービスの充実 1-2-6 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 1-2-7 高齢者の虐待防止と権利擁護
施策 1-3 障害者福祉の充実	1-3-1 生活支援サービスの充実 1-3-2 広報・啓発の充実 1-3-3 保健・医療との連携 1-3-4 療育・教育体制の充実 1-3-5 就労支援・社会参加の促進
施策 1-4 子育て・子育ち支援の充実	1-4-1 子育て家庭への支援の充実 1-4-2 地域全体で子育てを支える環境づくり 1-4-3 ワーク・ライフ・バランスの推進 1-4-4 母子の健康の確保と児童虐待の防止
施策 1-5 医療体制の充実	1-5-1 施設市民病院の機能強化と情報発信 1-5-2 身近な医療体制の充実 1-5-3 広域医療圏における連携強化
施策 1-6 地域福祉の推進	1-6-1 福祉意識の醸成 1-6-2 地域の福祉課題の把握と共有 1-6-3 避難行動要支援者の避難支援体制の構築 1-6-4 地域福祉活動の活性化 1-6-5 低所得者などに対する支援の充実

基本目標2 活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる（産業・経済分野）

施策 2-1 農林水産業の活性化	2-1-1 生産基盤の整備と経営体制の強化 2-1-2 販路の拡大と消費者ニーズへの対応 2-1-3 農業を通じた都市住民との交流促進 2-1-4 「日本有数の植木のまち」の推進 2-1-5 環境にやさしい農林水産業の推進
施策 2-2 商工業の活性化	2-2-1 活気ある商店街の形成 2-2-2 企業立地の促進 2-2-3 経営基盤の強化および起業などに向けた支援の充実
施策 2-3 観光の活性化	2-3-1 観光資源の整備と掘り起こし 2-3-2 体験・交流プログラムの充実 2-3-3 効果的な観光情報の発信
施策 2-4 産業間連携の推進と雇用・消費の場の創出	2-4-1 農商工連携の促進 2-4-2 就労・起業支援と雇用の創出 2-4-3 安全・安心な消費生活支援

基本目標3 自然と共生し、快適で安全なまちをつくる（生活環境・都市建設分野）

施策 3-1 自然環境の保護と循環型社会の形成	3-1-1 循環型社会に向けた取組みの推進 3-1-2 環境汚染および不法投棄の防止 3-1-3 自然環境保護・環境美化活動の促進 3-1-4 環境教育・学習の推進
施策 3-2 市街地の活性化と交通網の整備	3-2-1 地域特性に応じた拠点の育成・整備 3-2-2 幹線道路の整備 3-2-3 公共交通機関の利用促進
施策 3-3 住環境の整備	3-3-1 快適で安全な都市環境の整備 3-3-2 自然・文化と調和した住環境づくりの推進 3-3-3 安心して暮らせる住環境づくりの推進 3-3-4 子育てしやすい住環境の整備
施策 3-4 安心・安全な地域づくりの推進	3-4-1 防災対策の充実 3-4-2 消防・救急体制の強化 3-4-3 防犯体制の強化 3-4-4 交通安全対策の充実

基本目標4 個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる（教育・交流分野）

施策 4-1 学校教育の充実	4-1-1 生きる力をはぐくむ豊かな学校生活の充実 4-1-2 きめ細かな指導体制と相談支援の充実 4-1-3 家庭・地域との連携強化 4-1-4 校内外の安全の確保
施策 4-2 生涯学習・生涯スポーツの推進	4-2-1 生涯学習・生涯スポーツ機会の充実 4-2-2 生涯学習・生涯スポーツ環境の整備 4-2-3 青少年の健全育成
施策 4-3 地域文化の振興	4-3-1 芸術文化とふれあう機会の充実 4-3-2 歴史的建造物・文化財の保全とPR 4-3-3 伝統文化の継承促進
施策 4-4 コミュニティの育成と交流活動の促進	4-4-1 地域づくり活動の活性化支援 4-4-2 コミュニティ施設の整備・活用 4-4-3 国際交流・地域間交流の促進
施策 4-5 男女共同参画の促進	4-5-1 男女共同参画意識の醸成と推進体制の構築 4-5-2 誰もが能力を發揮できる地域社会づくりの推進 4-5-3 人権侵害の防止と女性の健康支援

基本目標5 市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる（住民協働・行財政分野）

施策 5-1 まちづくり情報共有の推進	5-1-1 市民に役立つ情報提供の推進 5-1-2 市民と行政との協働によるまちづくりの推進 5-1-3 議会の活性化
施策 5-2 行財政運営の効率化・高度化	5-2-1 歳入確保対策の推進 5-2-2 事務事業の合理化・効率化と経費節減 5-2-3 効率的かつ柔軟な運営体制の構築 5-2-4 職員の資質向上の推進 5-2-5 電子自治体の推進 5-2-6 地方創生の推進
施策 5-3 広域行政の推進	5-3-1 近隣自治体との連携強化 5-3-2 国・県との連携強化

基本目標 1 生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる (健康・福祉・医療分野)

施策 1-1 健康・生きがいづくりの推進

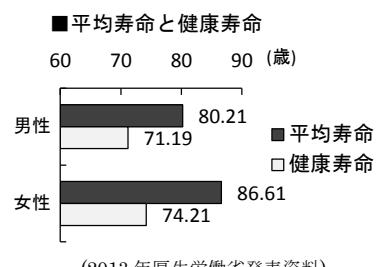
施策の方向性

市民一人ひとりが自らの健康状態を知り、健康づくりに取り組むことができるよう、健康に関する正しい知識の習得と健康づくりに関する意識の啓発を推進します。

また、乳幼児から高齢者まで一貫した健康づくり・生きがいづくり活動が自主的に行われる支援体制を整備し、すべての市民が自分にあった取組みを実践し、心身ともに充実した暮らしを営むことができる環境づくりを推進します。

施策推進の背景と課題

日本は戦後急速な医療技術の進歩と豊富な食文化の実現により、世界でも有数の長寿国となりました。2013年現在、男性の平均寿命は80.21歳で世界第4位、女性は86.61歳で世界1位となっています。一方、自立した生活を送ることができる期間（健康寿命）は男性で71.19歳、女性で74.21歳となり、男性は平均寿命までの約9年、女性は約12年が、何らかの病気などにより自立できない期間があるといわれています。

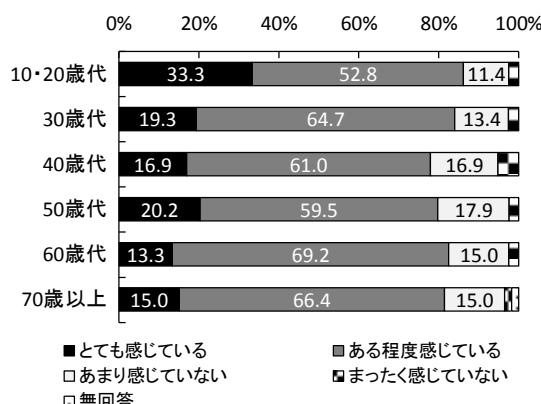


本市においては、「健康である」と感じている市民は8割を超えていますが、40歳代の健康感が他の世代と比べて低くなっています。

また、ここ数年は、悪性新生物（がん）・心疾患・脳血管疾患など、生活習慣に起因する疾患が死因の多くを占めるようになっています。

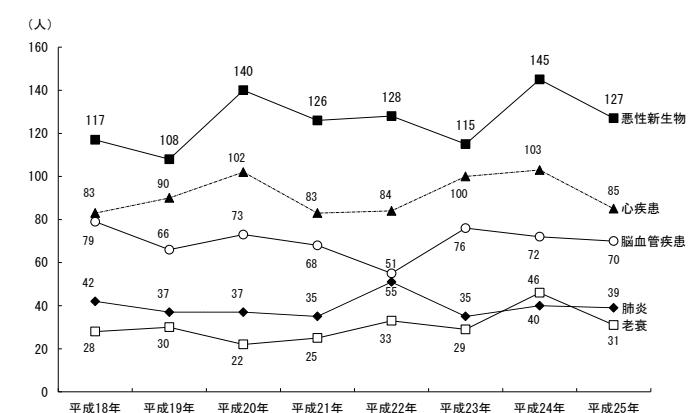
できるだけ長く心身ともに健康で暮らすことができるよう、若年期からの正しい生活習慣の習得と社会的ストレスの軽減に取り組んでいくことが必要です。

■健康的な生活を送れていると感じている市民の割合



(平成27年 市民意識調査)

■死因別死亡数の推移



(千葉県海匝健康福祉センター事業年報)

施策の展開

1-1-1 健康意識の啓発と健康づくり活動の促進

健康に関する正しい知識の普及と健康に対する意識啓発を図ることで、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、地域の中で主体的な健康づくり活動の促進を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
健康教育・健康教室の充実	市民が健康に対する正しい知識を習得できるよう、ライフステージに応じた健康教育・健康教室の充実に努めます。特に健康教育の出前講座を市民に周知し、さまざまな団体に実施することで知識の普及を図ります。	健康管理課
健康づくり啓発事業の充実	健康意識の醸成を図るため、医療機関や関係団体などと連携しながら、健康づくりに関する啓発事業の充実に努めます。	健康管理課
地域における健康づくり活動の促進	在宅介護支援センターおよび地域包括支援センターと連携しながら、各地区での自主的な健康づくり活動を支援します。	健康管理課 高齢者支援課
保健推進員の活動支援	地域の健康づくり活動を担う保健推進員に対し、活動の活性化に向けた研修機会の充実を図るとともに、保健推進員相互のネットワークの強化を図ります。	健康管理課

■数値目標

指標	現状	目標（4年後）
健康教育・教室参加人数	5,126人／年	5,200人／年
保健推進員の研修会参加率	61.2%	62.0%

1-1-2 相談支援体制の充実

専門的な相談支援に応じることができる体制の強化を図るとともに、健康づくりの実践に向けた情報提供の充実を図り、市民が継続的に健康づくりに取り組めるように支援します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
職員の専門知識の向上	健康相談、訪問指導、各種健康診査などにおいて質の高い相談支援を行うため、職能別の研修などによる職員の専門知識の向上に努めます。	健康管理課

取組み	取組みの概要	主管課
個別支援体制の充実	保健師・管理栄養士・歯科衛生士など、専門的人材を確保し、個別支援・相談に応じることのできる体制の強化に努めます。	健康管理課
科学的根拠に基づく健康情報の提供	健康に対する不安解消やセルフケア能力の向上を図るため、広報などを用いて科学的根拠に基づく実践しやすい健康情報の提供に努めます。	健康管理課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
健康相談利用人数	1,377人／年	1,400人／年

1-1-3 予防医療の推進

健康診査・各種検診や保健指導の充実を図り、生活習慣病や感染症などの疾病の早期発見・早期治療の促進と疾病の予防に努めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
受診しやすい健康診査・検診の実施	疾病的早期発見・早期治療を推進するため、より効果的で、市民のニーズに応じた受診しやすい各種健康診査・検診の実施に努めます。	健康管理課 市民課
受診勧奨の推進	特定健診、がん検診の受診率向上のため、クーポン券の発行や節目健診および未受診者への個別通知、受診勧奨チラシの配布などを実施します。	健康管理課 市民課
きめ細かな事後指導の推進	通知などにより利用者増加を図りながら、自己管理の必要性に対する認識の向上を図り、個別性を重視したきめ細かな事後指導を推進します。	健康管理課
効果の高い保健指導の実施	国保データベースシステムによる、医療費・疾病構造などの分析を行い、状態に応じた効果の高い保健指導を行います。	健康管理課 市民課
生活習慣の改善に向けた取組みの推進	生活習慣病の予防を図るため、食生活改善に向けた取組みが実践できるような教室を開催するとともに、対象者の参加促進を図ります。	健康管理課
感染症予防の推進	感染症を予防するため、予防接種の促進を図るとともに、各種感染症に関する情報提供の充実に努めます。	健康管理課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
メタボリックシンドローム出現率	17.5%	14.0%
がん検診受診率	12.6～37.8%	50.0%
特定健康診査受診率	36.4%	65.0%
3歳児一般健診受診率	98.5%	100.0%
健康診断を欠かさず受診している人の割合	37.3%	

1-1-4 「食育」の推進

食の大切さを理解し、正しい食習慣の実践へ向けた継続的な啓発や情報提供、各種体験教室などを実施します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
家庭における食育の推進	食の大切さや学校給食の役割、家庭での食事の重要性などについての啓発に努め、家庭における食育の推進を図ります。	学校教育課 健康管理課
正しい生活リズムやバランスのとれた「食」の推進	市民一人ひとりが健全な食生活を実践するため、食生活指針に基づいた食事バランスガイドなどにより、食生活の乱れを防ぎ、正しく食べることができるよう支援します。	健康管理課 産業振興課
健康管理のための「食」の推進	「食」と健康が密接な関係にあることを周知するとともに、生活習慣病などを予防するため、「食」から始める健康が実践できるよう取り組みます。	健康管理課
食品の安全性や栄養に関する情報の提供	食品の安全性を確保するために、さまざまな媒体を通じて情報提供を行います。また、即時性の高い情報についても対応できるよう環境を整備します。	学校教育課 健康管理課 産業振興課
食育推進のための人材の活用と育成	さまざまな機会において、食育の推進が計画的かつ効果的に図られるようにするため、保健推進員や食育ボランティアなど、食育に関わることでできる人材の育成を支援します。	健康管理課 産業振興課

施策 1-2 高齢者福祉の充実

施策の方向性

高齢者が地域でいきいきと元気に暮らしていくことができるよう、自らの体力や志向に応じて自主的に活動できる場や、これまで培ってきた知識や技術、経験を生かすことのできる場の充実を図ります。

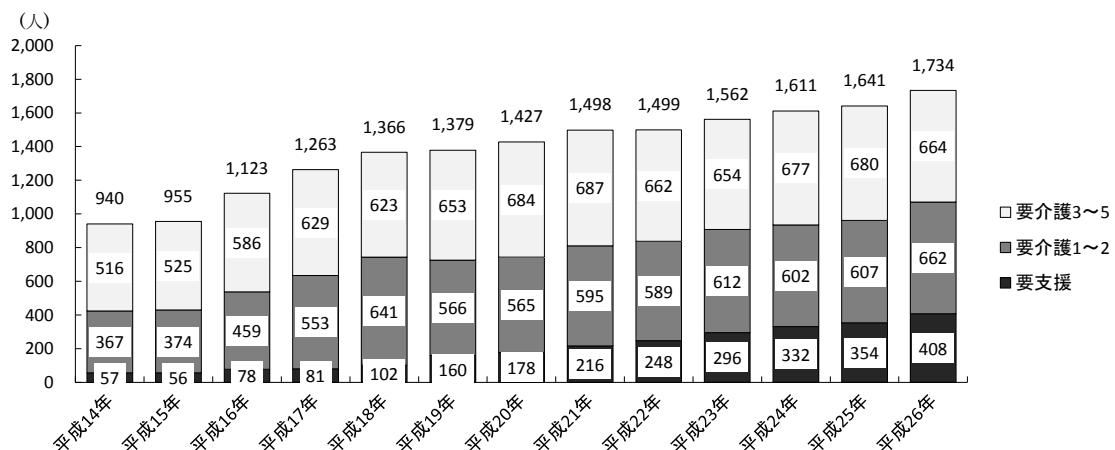
また、高齢者の介護を支える専門的人材を確保しながら、需要に応じた提供体制の確保と質の向上を図るとともに、高齢者一人ひとりのニーズの的確な把握に努め、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

施策推進の背景と課題

要介護・要支援認定者数が年々増加していく中、高齢者の自立した暮らしを維持するためには、要介護状態への進行や重度化を防ぐとともに、できるだけ要介護状態にならないための介護予防の取組みが必要です。また、介護や支援が必要になっても、尊厳を保ちながら住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での支え合いや事業者、福祉・医療関係機関の連携を図るとともに、高齢化する家族介護者の負担を軽減することが求められています。

一方で、人口構造の変化に対応していくためには、「元気に歳を重ねていく」ための支援を充実させていくことが重要であり、高齢者が持つ豊富な知識や培われてきた技能を発揮することのできるまちづくりを進めていくことが必要です。

■要介護・要支援認定者数の推移



(介護保険事業状況報告年報)

施策の展開

1-2-1 活躍の場と生きがいの創出

これまで培われた経験や知識を生かしながら、生きがいを持って生活ができるよう、多くの人の交流機会や就労の場の提供など、社会参加への支援を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
シルバー人材センターの運営支援	登録者数の増加や新たな需要開拓など、シルバー人材センターの運営支援を行い、長年培ってきた経験や知識、技術を生かす就業機会の確保に努めます。	産業振興課
シニアクラブ活動の活性化支援	団塊の世代のシニアクラブへの加入促進を行うとともに、活動の場の提供や活動費の助成、活動の幅を広げるための支援などを行い、活動の活性化を図ります。	高齢者支援課
興味や意欲に応じた学習の場の充実	高齢者が興味や意欲に応じて学習することができる機会の充実を図るとともに、市が開催する講座などへの参加促進を図ります。	生涯学習課
高齢者の知識や能力を発揮する場の充実	これまでの経験や生涯学習などで得た知識や技術を地域活動に還元する取組みの充実に努めます。	高齢者支援課 生涯学習課
「憩いの家」などの集いの場づくりの支援	地域と連携・協力しながら空きスペースを活用して、高齢者が気軽に集うことができる「憩いの家」などの集いの場づくりを支援するとともに、運動教室「いきいき元気クラブ」を活用し、地域での自主的な交流活動を支援します。	高齢者支援課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
シルバー人材センター受注件数	2,317 件／年	2,500 件／年
シニアクラブ団体数・会員数	120 団体・ 5,999 人	130 団体・ 6,300 人
寿大学講座参加者数	912 人／年	1,000 人／年

1-2-2 介護予防の推進と自立支援

要介護状態への移行を未然に防ぎ、高齢者の自立支援を図るため、一人ひとりのニーズや状態に合わせた介護予防や介護サービスの提供を実施します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
介護予防サービスの充実と参加促進	介護予防の地域全体への普及啓発および介護予防が必要な高齢者の把握に努めながら、地域支援事業および予防給付による介護予防の充実に努めます。	高齢者支援課
適切な介護予防ケアマネジメントの実施	地域包括支援センターにおいて、介護予防や日常生活支援に向けた適切なケアマネジメントを実施し、関係団体と連携し、介護予防の早期取組みの必要性の普及啓発を図ります。	高齢者支援課
切れ目のないサービス提供の推進	地域での自立した生活を支援するため、介護予防と生活支援サービスの組み合わせにより、一人ひとりの状態に合わせた総合的で多様なサービス提供を行います。	高齢者支援課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
生活支援コーディネーター配置人数	0／人	1／人

1-2-3 地域包括ケアシステムの充実

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
総合相談の周知・啓発	地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターにおいて実施している高齢者や介護家族に対する総合的な相談の周知・啓発に努めます。	高齢者支援課
関係機関との連携強化	地域包括ケアシステム構築へ向け、地域における課題を拾い上げ、関係機関で共有し、解決に向けて協働して取り組むことができる連携体制のさらなる強化を図ります。	高齢者支援課

取組み	取組みの概要	主管課
一人暮らし高齢者の見守りネットワークの構築	急病や事故など緊急時に迅速かつ適切な対応がとれるよう、地域交流による見守り活動と緊急通報装置の利用を推進するとともに、民間事業者との見守り協定の締結を推進し高齢者の見守りネットワークを構築します。	高齢者支援課
介護家族に対する支援の充実	高齢者を介護している家族に対し、正しい介護技術の普及と身体的、精神的負担の軽減を図ります。	高齢者支援課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
地域包括支援センターにおける相談件数	1,276 件／年	1,300 件／年
緊急通報装置貸与件数	108 件	132 件

1-2-4 認知症対策の推進

認知症の人が地域で安心して暮らしていくために、正しい知識の普及啓発を図り、認知症に対する市の地域資源を体系的にまとめ、認知症の人を地域全体で支えられる体制を整えていきます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
認知症地域支援体制の構築	認知症高齢者に対応したサービスの充実や認知症高齢者を支える専門性の高い人材の確保と併せ、認知症に対する正しい知識や対処方法の習得支援など、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。	高齢者支援課
各種サービスの連携支援	認知症高齢者の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターなどの認知症専門医療機関、介護サービス従業者や認知症サポートーなど、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図ります。	高齢者支援課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
認知症サポートー登録者数	1,834 人	3,334 人
認知症地域支援推進員配置人数	0 人	1 人

1-2-5 介護保険サービスの充実

利用者のきめ細かなニーズに対応できるよう、サービス提供体制の確保および質の向上を図り、安心してサービスが利用できる体制と仕組みづくりを推進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
介護支援専門員へのサポートの充実	介護支援専門員の資質を高めるための取組みの充実を図るとともに、相談・指導および困難事例に対する助言などを行います。また、事例検討会や介護保険事業者連絡会における研修会を開催し、情報交換や技術・知識の習得の場を設定するなどの後方支援を行い、地域の実情にあったケアマネジメントができる環境構築を図ります。	高齢者支援課
サービス提供基盤の充実	需要の高まりに応じた介護保険サービス基盤の強化に努めるとともに、サービスの質を高めるための支援の充実を図ります。	高齢者支援課
介護人材の確保	ホームヘルパーやケアマネジャー、保健師、社会福祉士など介護に関する専門的人材の養成および資質の向上に努めます。	高齢者支援課
低所得者対策の充実	誰もが安心して介護サービスを受けることができるよう、社会福祉法人に対し低所得者対策の実施を促進します。	高齢者支援課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
特別養護老人ホーム入所待機者数	173 人	143 人

1-2-6 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

従来の予防給付事業のうち、訪問介護・通所介護について、市が地域の実情に応じ、市民主体の取組みを含めた多様な主体による柔軟な取組みにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるようにしていきます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
介護予防・生活支援サービス事業の充実	既存のサービスに加えて、N P O、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援し、高齢者の互助・自立を促します。	高齢者支援課

取組み	取組みの概要	主管課
一般介護予防事業の充実	元気高齢者と介護予防・生活支援サービス事業対象者を分け隔てなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人との繋がりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。	高齢者支援課

1-2-7 高齢者の虐待防止と権利擁護

高齢者虐待の実態の理解促進と関係機関との連携強化により、虐待防止および早期発見と適切な対応に努めます。また、成年後見制度に関する相談・情報提供の充実を図り、利用促進を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
高齢者虐待防止のための意識啓発とネットワークづくり	高齢者虐待に対する正しい知識の普及や理解を深める取組みを推進するとともに関係機関のネットワークを構築し、虐待の防止および早期発見・対応につなげます。	高齢者支援課
成年後見制度の周知と利用促進	権利擁護に関する相談窓口の充実に努めるとともに、成年後見制度の周知および利用促進を図ります。	高齢者支援課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
高齢者虐待防止ネットワークの構築	未構築	構築
成年後見制度相談件数	21件／年	25件／年

施策 1-3 障害者福祉の充実

施策の方向性

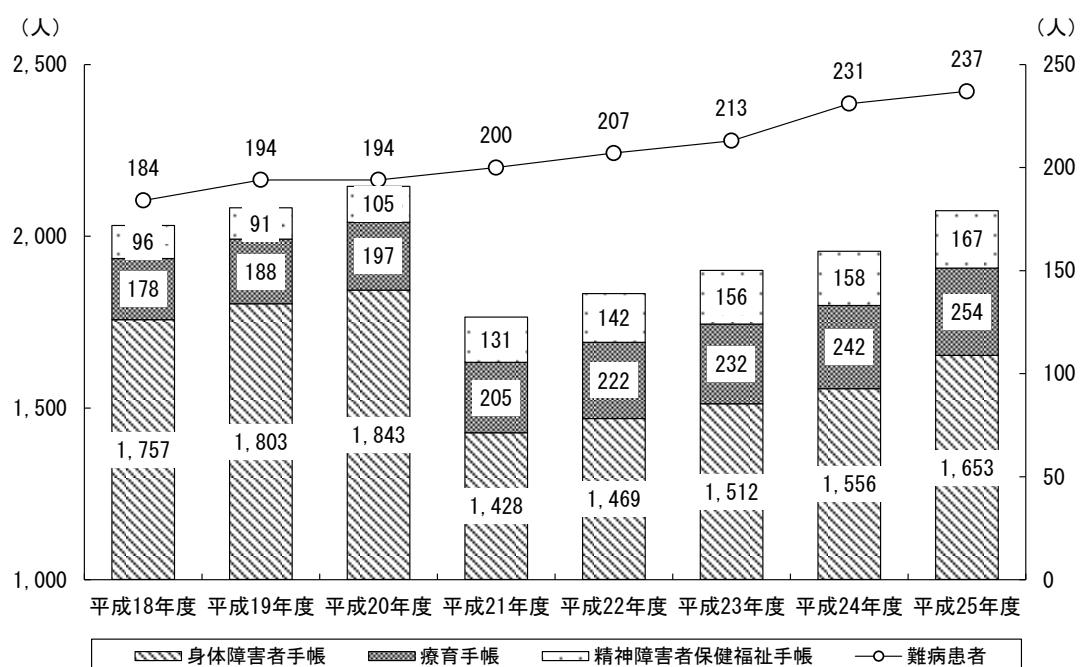
障害のある方が家庭や地域で自立した生活を続けるために、専門的人材の確保を図りながら、障害者福祉サービス基盤の充実と就労や活動の場の拡大、地域で生活していくための必要なサービスが提供できる体制づくりを図り、障害の有無にかかわらず、すべての人が自らの能力を十分発揮し、主体的に社会参加していくことのできる環境づくりを推進します。

施策推進の背景と課題

少子高齢化が確実に進行する中、障害者自身や家族の高齢化が進んでいるほか、障害の重度化や重複化、「ストレス社会」による精神障害者の増加など、障害者（児）を取り巻く環境は変化してきています。また、近年では、学習障害や高機能自閉症など、身体・知的・精神といった3障害の枠組みを越えた支援の必要性が拡大しています。

こうした中、平成25年度より施行された「障害者総合支援法」の理念に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図っていく必要があります。

■障害者手帳所持者数などの推移



施策の展開

1-3-1 生活支援サービスの充実

サービス実施事業者や相談支援事業者の充実を図り、一人ひとりの状況やニーズに応じた多面的なサービスを受けることができる体制を強化することで、生活の質の向上を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
サービス提供事業者の確保と質の向上	障害の特性に応じたきめ細かなサービス提供を図るため、サービス提供事業者との連携を強化し、限られた社会資源の中で必要なサービスの確保および質の向上に努めます。	福祉課
地域生活支援事業の周知	移動支援事業や日中一時支援事業など、地域生活を支える地域生活支援事業のさらなる周知と利用促進を図ります。	福祉課
地域活動支援センターの充実	いきいきと過ごすことのできる活動の場として、地域活動支援センターの受入体制の強化に努めます。	福祉課
生活の場の確保	入所施設およびグループホーム・ケアホームの充実を図り、安心して暮らすことのできる生活の場の確保を図ります。	福祉課
相談支援体制の充実と周知	相談窓口や相談支援事業者の充実と周知を図るとともに、各種団体で構成している自立支援協議会の活動の充実を図ります。	福祉課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
地域活動支援センター事業所数・利用者数	2か所・30人	2か所・40人
施設から地域へ生活の場を移行する人数	5人	8人

1-3-2 広報・啓発の充実

すべての市民がお互いに尊重し、障害に対する理解を深めていくことができるよう、家庭や地域、学校、職場などあらゆる場や機会を通じた啓発活動を推進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
福祉意識の高揚と正しい知識の普及	広報紙やパンフレット、ホームページなどの他、積極的にイベントなどに参加し、福祉意識の高揚や障害に対する正しい知識の普及を図ります。	福祉課
交流機会の充実	「障害者週間」をはじめ、さまざまな機会において障害を持つ人と持たない人が一緒に参加できるイベントの開催を支援し、障害者自立支援協議会の活動のPRに努めます。	福祉課
福祉教育の推進	学校教育において、ボランティア体験をはじめ障害に対する理解を深める取組みを推進します。	福祉課 学校教育課

1-3-3 保健・医療との連携

関係機関と連携し、疾病などの早期発見に努めるとともに、ライフステージや心身の状況に応じた医療やリハビリテーションの的確な提供に努めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
疾病の予防・早期発見の促進	関係機関と連携をしながら、疾病の早期発見に向けた取組みを推進します。特に発達支援については、匝瑳市マザーズホームなどの連携を促進します。	健康管理課 福祉課
各種医療制度などの周知	誰もが適切な医療が受けられるよう、医療に対する各種助成制度の充実および周知の徹底を図ります。	健康管理課 市民病院 福祉課
リハビリテーションの充実	障害者の健康の維持・回復に向け、ライフステージや心身の状況に応じたリハビリテーションの充実を図ります。	福祉課

■数値目標

指 標	現 状	目標（4年後）
自立訓練（機能訓練）利用者数	0人	1人

1-3-4 療育・教育体制の充実

障害のある方に対して家庭や地域が理解と認識を深めるとともに、福祉、医療、保健、教育の各分野が連携し、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育の推進を図ります。また、障害の発見から相談・指導・支援に至るまでの一貫した療育・教育を行うための相談支援体制の充実に努めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
療育施設の充実	障害児の健全な成長を促進するための施設・体制の充実に努め、保護者などに対する助言・指導など、家庭への支援の充実を図ります。	福祉課
障害児保育の充実	障害児を受け入れる保育所を支援し、健常児との集団保育を通じて、障害児の健全な成長と健常児の障害に対する理解促進を図ります。	福祉課
特別支援教育の充実	通常の学級において、障害のある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援（インクルーシブ教育）を図り、障害のある児童生徒に対する合理的配慮に向け努めます。	学校教育課
乳幼児期からの一貫した相談支援の推進	出生からの成育などを記録したライフサポートファイルを活用し、障害の早期発見・早期療育から学校教育、進路指導にいたるまでの一貫した相談支援を推進するとともに、関係機関との情報交換を進めていきます。また、巡回相談員として、特別支援学校コーディネーターなど、専門的知識を持った委員の増員を図ります。	福祉課 学校教育課
家庭への相談支援の充実	関係機関と連携しながら、保護者などの関係者に対して助言・指導を行うなど、家庭への支援の充実を図ります。	福祉課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
療育施設定員数	11人	20人
障害児保育実施か所数（助成か所数）	11か所（6か所）	11か所（7か所）
ライフサポートファイル作成件数	72件	90件

1-3-5 就労支援・社会参加の促進

それぞれの障害の状況や能力、意欲に応じ、雇用・就労に向けた支援と経済的な支援の充実を図るとともに、幅広い地域社会活動への参加を促す環境整備を推進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
雇用機会の拡大と定着支援	関係機関との連携・協力のもと、各種制度の活用を促進しながら、雇用機会の拡大を図るとともに、就業後の定着に向けた指導を行います。	福祉課
福祉的就労の場の充実	一般雇用が困難な障害者の就労の場を確保するため障害福祉サービスによる就労支援の充実を図るとともに、就労支援事業所や地域活動支援センターの充実を図ります。また、一般就労へ向けた支援の提供や工賃の向上など、さらなる利用者ニーズを充足できる体制づくりをめざします。	福祉課
障害者が気軽に参加できる活動の支援	障害者スポーツ大会や各種文化活動など、障害のある方が多くの市民と一緒に活動できる地域活動の構築を図ります。	福祉課 生涯学習課
移動支援およびコミュニケーション支援の充実	障害者の社会参加を促進するため、移動支援およびコミュニケーション支援の充実を図り、事業の周知を徹底します。	福祉課
割引制度・各種手当などの周知	公共交通機関や各種施設などが行う割引制度や各種手当の周知を徹底します。	福祉課
生活環境の整備	公共施設や公共交通機関をはじめ、さまざまな場においてバリアフリー化を推進します。	関係各課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
移動支援事業利用者数	16人	20人
コミュニケーション支援事業利用者数	6人	11人
福祉的就労から一般就労に移行する人数	3人	4人

施策 1-4 子育て・子育ち支援の充実

施策の方向性

地域全体で子育てに関する相互支援のための輪を広げ、ともに助け合い、子育て家庭が気軽に集まり相談できる拠点の整備・充実を推進します。

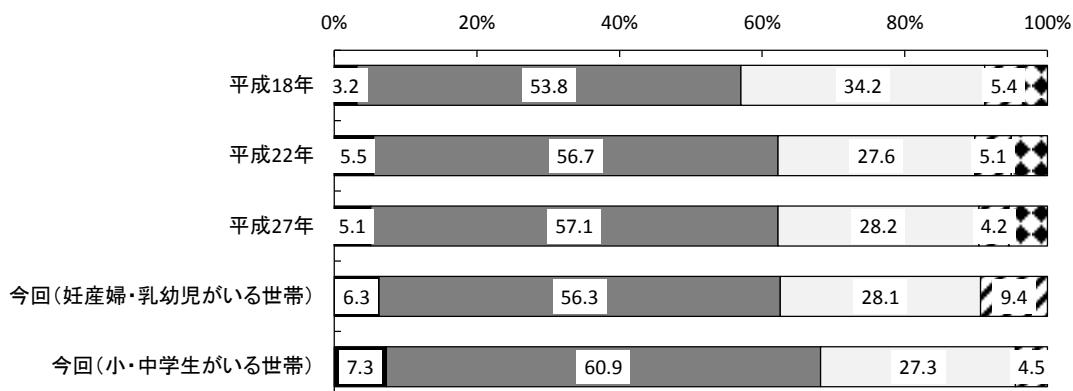
また、専門的な人材を確保し、ひとり親家庭への支援などのほか、地域において育児の援助を行いたい人と受けたい人のネットワークを形成して相互援助活動を行うことにより、労働者の仕事と家庭の両立支援および児童福祉の向上をめざし、さらに安心して仕事ができるよう環境整備を行っていきます。今後、活動の拡大を図ることを目的に、事業の周知を図り、子育て支援の輪を市内全域に広げる取組みを推進します。

施策推進の背景と課題

女性の社会参加や就労機会の拡大などを背景に、子育てと仕事の両立を支援するため、多様な保育ニーズが高まっています。また、核家族化の進展や地域での子どもとの関わりの減少、さらには子どもに対する犯罪やいじめ問題など、子育てに不安を持つ親が増えてきています。

市民意識調査の結果を見ると、平成 22 年の調査結果と比べて子育てしやすい環境であると感じる人の割合は変化がないものの、妊娠婦や乳幼児がいる世帯では、小中学生がいる世帯と比べてその割合が低くなっている、子育て不安の解消や孤立化の防止、ワーク・ライフ・バランスの実現など、特に小さな子どもがいる家庭への支援の充実が課題となっています。

■子育てしていく上で暮らしやすい地域だと思う市民の割合



■とても思う ■ある程度思う □あまり思わない ■まったく思わない □無回答

(平成 18 年、平成 22 年、平成 27 市民意識調査)

施策の展開

1-4-1 子育て家庭への支援の充実

子育て家庭を支援するサービスの充実と相談支援体制の強化を図るとともに、子育てに対する不安の解消と経済的負担の軽減に努めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
子育て支援サービスの充実	子育ての相談や親子でのふれあいによる支援環境の充実のために、つどいの広場などの内容の充実を図ります。	福祉課
保育所などにおける子育て支援の充実	保育所や幼稚園の預かり保育などにおいて、子どもの健やかな成長を支えるとともに、核家族化や共働きなどに伴う親の不安軽減を担う機能・体制の充実を図ります。	福祉課 学校教育課
子育てサークルの活動支援	子育てサークルなどの自主的な活動に対し、情報提供や助言、活動の場の提供などの支援を行い、子育ての悩みや負担の軽減に努めます。	福祉課
子育てに関する情報提供	子育てに関する情報を一元化し、インターネットを有効に活用し、子育て世代の誰もが子育て支援情報を容易に共有できる環境整備を図ります。	福祉課 健康管理課 企画課
ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定や経済的自立に向け、各種制度の周知や情報提供、優先的利用などの配慮のほか、母子・父子自立相談員などによる相談支援の充実を図ります。	福祉課
経済的負担の軽減	保育料や給食費の減免を引き続き行うとともに、各種手当の支給や子どもの医療費の助成など、制度の周知および利用促進を図り、経済的負担の軽減に努めます。	福祉課 学校教育課 健康管理課
保育制度の充実	子育て世帯の就労などを支援するため、延長保育や土曜日保育、急な用事にも対応できる一時保育の充実を図ります。	福祉課
子どもの保健対策の充実	乳幼児健康診査の実施、予防接種の勧奨、家庭訪問や相談体制の充実、未熟児医療の支援など子どもの健康づくりの充実を図ります。	健康管理課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
つどいの広場設置か所数・利用者数	2か所・ 8,661人／年	2か所・ 9,000人／年
子育てサークル数	1サークル	2サークル

1-4-2 地域全体で子育てを支える環境づくり

地域資源を活用しながら、市民相互の支え合いなど、地域住民や行政が協力し合い、子育て家庭を支える仕組みづくりを推進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
地域全体で子育てを支援する仕組みづくり	子育てを支援したい人と支援を必要としている人をつなぐ仕組みの構築など、地域の有する資源を最大限に活用したファミリーサポートセンター事業の実施について検討します。	福祉課
地域における体験・交流活動の活性化	地域との連携・協力のもと、子どもたちが地域でさまざまな体験・交流活動を行うことができるための環境づくりを支援します。	生涯学習課
公共施設などの有効活用	地区コミュニティセンターや集会所、学校、公民館といった公共施設などを子どもや親子の交流・学習拠点として有効活用を図ります。とりわけ高齢者や幼児の集いの場としての活用を図ります。	環境生活課 学校教育課 生涯学習課
児童委員・主任児童委員の活動支援	子育てに関する相談や見守り、児童相談所への窓口などを担う児童委員および主任児童委員の活動を周知するとともに、活動の活性化に向けた支援の充実を図ります。	福祉課
地域における子育て意識の醸成	広報やホームページを活用し、地域ぐるみでの子育て支援に対する意識の醸成を図ります。また、地域住民の協力を得ながら、見守り活動の組織づくりを進めます。	福祉課

1-4-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和の取組みを事業所に働きかけるとともに、保護者に対しても、子育て情報・サービスなどの提供機会を生かし、啓発に努めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
多様な保育サービスの充実	多様な就労形態や緊急時などに対応できるよう保育サービスの充実に努め、教育と保育の機能をあわせ持つ幼保連携を図ることで、保護者の就労支援および負担軽減を図ります。	福祉課 学校教育課
病児・病後児保育の実施体制の整備	急な発熱など病気にかかった子どもを預かる「病児・病後児保育」の実施について検討します。	福祉課

取組み	取組みの概要	主管課
放課後の子どもの居場所の確保	放課後の子どもの居場所確保のため、地域の人材と連携し、学校施設などを利用した放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実を図ります。	学校教育課
多様な働き方の実現に向けた取組み	多様な働き方が実現できるよう、関係機関などと連携を図り、多様な雇用形態の導入や育児・介護に対する積極的な取組みを企業などに働きかけていきます。	産業振興課 福祉課 高齢者支援課
父親の育児参加の促進	父親の育児参加を促進するため、両親学級の充実および参加促進を図ります。	健康管理課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
一時保育実施か所数	7か所	8か所
病児・病後児保育実施か所数	0か所	1か所
放課後児童クラブ実施か所数	11か所	14か所
両親学級への父親の参加率	11.2%	15.0%

1-4-4 母子の健康の確保と児童虐待の防止

妊娠・出産における母子の健康確保に向けた支援の充実を図ります。また、児童虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制づくりを進めるとともに、育児不安や負担感の軽減などのきめ細かな支援を行います。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
安全な妊娠・出産のための支援の充実	妊娠中の健康管理に対する意識啓発や正しい知識の普及、不安解消に向けた相談・助言を行います。	健康管理課
不安や悩みの解消に向けた取組み	子育てに関する不安や悩みを解消するため、健康診査や各種相談事業など、さまざまな機会を通じて専門家による相談・指導を行います。	健康管理課
孤立感の解消に向けた取組み	ストレスや孤立感を抱かないよう妊娠中より継続して産後においても必要な育児情報を提供し、個別支援も実施します。また、一時預かりや親同士の交流の場など、保護者がリフレッシュできる取組みの充実を図ります。	福祉課 健康管理課

取組み	取組みの概要	主管課
児童虐待の早期発見と適切な保護	児童虐待の早期発見および適切な保護を図るために、関係機関による要保護児童対策地域協議会の強化を図り、幅広い情報交換および迅速なケース対応に努めます。	福祉課 健康管理課 学校教育課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
こんにちは赤ちゃん訪問実施率	97.9%	100.0%
要保護児童対策地域協議会開催回数	4回／年	4回／年

施策 1-5 医療体制の充実

施策の方向性

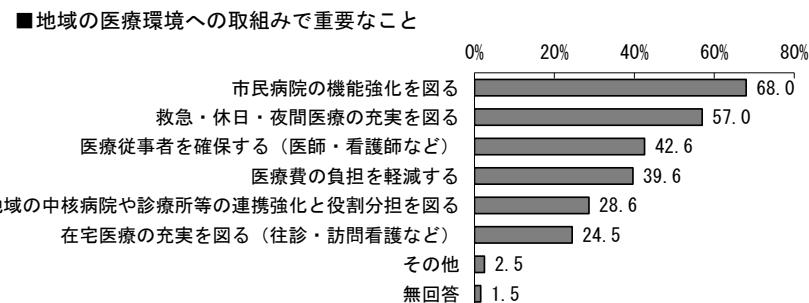
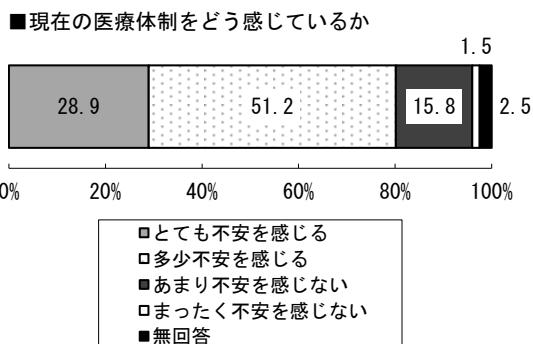
地域の中核病院である国保匝瑳市民病院の医師や看護師など医療従事者の確保、施設や設備の充実と質の向上を図ります。

また、広域的な医療連携および身近な医療体制として在宅医療の充実を図るとともに、病院と診療所の連携促進および休日と夜間の救急医療体制を充実させ、市民がいつでも安心して医療が受けられる医療体制の強化を図ります。

施策推進の背景と課題

本市では、国保匝瑳市民病院が地域の中核病院機能を担っています。医師不足の解消に向け、千葉大学や旭中央病院との連携強化を図っていますが、特に内科医不足の状態が続いている。また全国的にも小児医療を担う医療機関が少なく、少子化対策の観点からもその確保が喫緊の課題となっています。

現在の医療体制について「不安を感じている」市民が約8割に達し、「市民病院の機能強化」や「救急・休日・夜間の医療体制の充実」が求められています。市民病院の医療従事者の確保および機能拡充に努めるとともに、診療所や周辺中核病院との機能分担と医療連携を強化していく必要があります。



(平成27年 市民意識調査)

施策の展開

1-5-1 北埼市民病院の機能強化と情報発信

医師および看護師など医療従事者の確保や医療施設・設備の充実に努め、信頼度の高い医療および十分なケアの提供を図るとともに、医療情報の発信に努めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
医療従事者の確保	関係機関との連携・協力による医師、看護師などの積極的な確保と定着に努めるとともに、医師をめざす者が容易に医学部に進学できるよう、医療従事者奨学金制度の充実を図ります。	市民病院
小児医療体制の整備	勤務環境やサポート体制の充実などによる小児科医の確保と医師会と連携した小児医療体制の整備を推進します。	市民病院 健康管理課
経営基盤の強化	地方公営企業法の全部適用へ移行したことにより、医療ニーズに応じた医療提供による市民の利用の促進、地域の中核病院としての機能を確保し、経営基盤の強化に努めます。	市民病院
施設・設備の計画的な整備	経年劣化などによる施設改修および医療機器の交換を計画的に実施し、医療の質と安全の確保を図ります。また、施設の建て替えについては、新公立病院改革プランの策定を踏まえ、平成31年度の建設着工に向けて準備に取り組みます。	市民病院
医療情報の発信	各科の診療実績や現在の診療への取組体制、運営状況や課題などを広報紙やホームページを利 用し、情報発信に努めます。	市民病院

■数値目標

指 標	現 状	目 標（4 年後）
市民病院医師数	10 人	12 人

1-5-2 身近な医療体制の充実

身近な医療機関の確保およびかかりつけ医の普及を図るとともに、在宅診療を推進し、包括的な地域医療サービスが受けられる体制の充実に努めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
かかりつけ医の普及	「かかりつけ医」の普及に努め、市民が安心して医療や相談ができる医療体制の構築に努めます。	健康管理課 市民病院 高齢者支援課
在宅医療体制の充実	匝瑳市民病院において、訪問による診療や看護、リハビリテーションなどの拡充を図るとともに、医師会や市内の病院、在宅療養支援事業所などとの連携により、在宅医療体制の充実を図ります。	健康管理課 市民病院 高齢者支援課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
在宅支援診療所か所数	10か所	

1-5-3 広域医療圏における連携強化

旭中央病院を核とした二次医療圏における医療機関との連携および機能分担を進め、状態に応じた適切な医療を提供できる体制づくりに努めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
病診・病病連携の推進	近隣病院、診療所が持つ機能を最大限に発揮し、一貫性のある医療を提供するため、連携強化を図ります。	市民病院
旭中央病院を拠点とした広域医療の充実	県の地域医療構想および新公立病院改革プランに基づき、旭中央病院を拠点病院とした香取海匝瑳医療圏における機能分担・医療連携を推進します。	市民病院

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
市民病院の患者紹介率（受入れ）	9.4%	10.0%

施策 1-6 地域福祉の推進

施策の方向性

民生委員・児童委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会をはじめとした関係機関などと連携し、地域のネットワークづくりのさらなる推進と地域課題の解決を図るとともに、地域福祉を支えるボランティアなど人材の確保・育成を推進します。

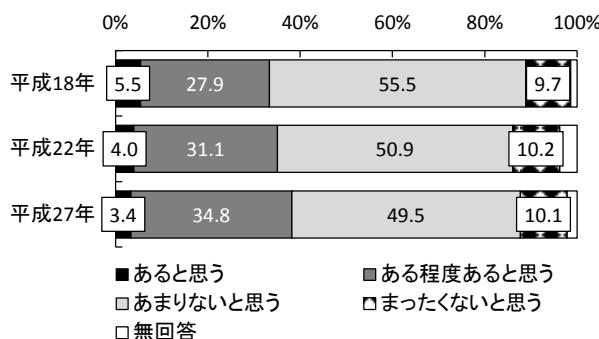
また、さまざまな人々が交流できる機会および福祉教育の充実を図り、地域全体で支え合う意識の醸成と相互理解の促進を推進します。

施策推進の背景と課題

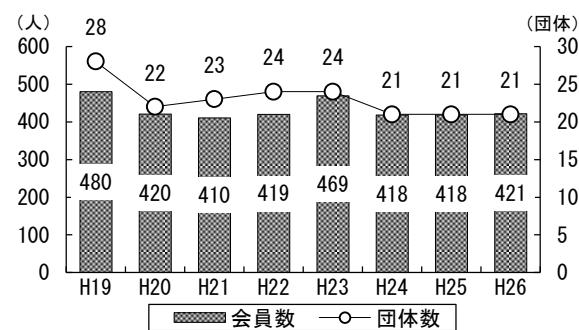
地域社会における連帯感や相互扶助意識の希薄化を背景に、本来、地域コミュニティが持っていた問題解決能力の低下が、全国的に問題視されています。

市民意識調査の結果を見ると、お互いに支え合っている地域だと思う人の割合が、ここ10年で4.8ポイント増加しているものの、依然としてそう思わない人の割合が高く、また、ボランティアの担い手もほぼ横ばいで推移しています。地域全体で支え合う仕組みづくりを構築するため、いかに支援の担い手を確保していくかが課題となっています。

■お互いに支え合う雰囲気があると思う市民の割合



■ボランティア団体数・会員数の推移



(平成18年、平成22年、平成27年市民意識調査)

(県社会福祉協議会報告)

施策の展開

1-6-1 福祉意識の醸成

市民相互の助け合いのもと、教育や啓発活動、体験活動などさまざまな機会を通じて、一人ひとりの特性や違いを認め合う相互理解の促進と福祉のこころの醸成を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
広報による意識啓発の充実	広報紙やホームページなどにおいて啓発記事を掲載するとともに、地域福祉のリーダーを育成し、地域全体で支える福祉意識の醸成を図ります。	福祉課
ボランティア活動への参加促進	さまざまな機会を活用してボランティア・市民活動に関する情報提供および参加の呼びかけや講習会などをを行うとともに、施設や団体などの受入体制の整備を促進します。	福祉課
学校における福祉教育の推進	福祉教育研究校の実践内容を市内の全校で共有できる仕組みを構築し、各校が地域諸団体との連携を深め、学校教育における福祉教育・ボランティア体験の機会の充実を図る。	福祉課 学校教育課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
啓発記事掲載回数	13回／年	14回／年

1-6-2 地域の福祉課題の把握と共有

関係機関との連携を強化し、多様な福祉ニーズや地域課題を共有していくことで、支援が必要な方を地域全体で支え合う仕組みづくりを推進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
相談体制の充実	関係団体や地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携を深め、暮らしの中での不安や悩みを気軽に相談できる身近で利用しやすい窓口の充実を図ります。	福祉課
アウトリーチ活動の活性化	民生委員児童委員など地域の福祉を担う人材や団体、関係機関などとも連携しながら、積極的に地域に出向き、福祉課題の把握に努めます。	福祉課

取組み	取組みの概要	主管課
地域課題の発見支援	懇談会やワークショップの開催など、自らの地域における福祉課題やニーズを発見するためのきっかけづくりを支援します。	福祉課
地域課題の共有	地域全体あるいは個々の生活課題などについて、個人情報の取扱いに留意しながら、関係機関・団体で共有するための場づくりを推進します。	福祉課

1-6-3 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

災害時の避難において援護が必要な人の情報を把握・整理するとともに、災害発生時の迅速かつ的確な避難支援・援護体制の構築を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
地域における支援体制の整備	自主防災組織などの育成および指導を通じ、災害時の情報伝達および救助や、避難行動要支援者を支援するための体制づくりに努めます。	総務課 福祉課 高齢者支援課
避難誘導体制の構築	避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民や自主防災組織などの協力を得ながら平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握および関係者との共有に努めます。	総務課 福祉課 高齢者支援課
防災知識の普及、防災訓練の充実	避難行動要支援者やその家族、ならびに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識などの理解を高めるとともに、地域の防災訓練などやコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努めます。	総務課 福祉課 高齢者支援課
福祉避難施設などの確保	民間の特別養護老人ホームなどの施設を福祉避難所として指定するように努めます。	総務課 福祉課 高齢者支援課

1-6-4 地域福祉活動の活性化

地域福祉活動を担う団体などが相互に連携しながら、地域の福祉課題の解決に向けた取組みを推進する仕組みの構築を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
地域福祉団体の活動支援	地域福祉の担い手となる組織に対し、活動費の助成および活動の場の創出などの支援の充実に努め、活動の活性化を図ります。	福祉課
地域福祉を担う人材の育成・確保	福祉に関する専門的な知識や資質向上を図るための研修の開催や活動支援の充実を図るとともに、担い手を養成する講座などを開催し、新たな人材の発掘・確保に努めます。	福祉課
コーディネート機能の充実	福祉課題の解決に向け、各種制度によるサービスのほか、支援団体などの活動につなげたり、団体同士の連携を促したりする「コーディネート機能」の充実を図るとともに、在宅の障害児などの相談支援に取り組みます。	福祉課
参加しやすい活動機会の充実	誰もが気軽に福祉活動に参加・継続できるよう、ボランティア・市民活動に関する情報提供などの充実や地域における交流の場づくりを推進します。	福祉課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
ボランティア団体数・会員数	21団体・421人	25団体・450人

1-6-5 低所得者などに対する支援の充実

低所得者などの生活困窮者の状況を把握しながら適切な援護を行うとともに、就労指導や各種相談の充実など、経済的自立に向けた支援の充実を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
生活保護の適切な運用	関係機関との連携のもと、生活困窮者の的確な状況把握に努めながら、状況に応じた適正な生活保護制度の運用を図ります。	福祉課
経済的自立に向けた相談支援の充実	各種貸付制度の紹介や就労支援員による就業支援など、経済的自立に向けた相談支援の充実を図ります。	福祉課
相談支援体制の強化	離職や疾病、多重債務などによる生活困窮の方に対応するため、自立への相談支援体制の強化を図ります。	福祉課

■数値目標

指 標	現状	目標（4 年後）
就労支援による自立件数	2 件／年	10 件／年

基本目標 2 活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる (産業・経済分野)

施策 2-1 農林水産業の活性化

施策の方向性

農林水産業の生産性の向上および安定した経営基盤の確立に向け、生産基盤の整備や経営規模の拡大、担い手育成および新規就業者の確保、生産法人に対する支援などを進めます。併せて、首都圏に向けた供給地としての積極的なPRや地産地消の推進、インターネットの利用などにより販路の拡大に努めます。特に、「日本有数の植木のまち」を内外にアピールするとともに、技術者の育成を図り、植木産業の発展を推進します。

また、環境にやさしい農林水産業の推進や都市住民との交流、農村環境の保全に市民全体で取り組み、農林水産業の社会的役割の拡充と理解の促進を図ります。

施策推進の背景と課題

従事者の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷、加えて農外収入の減少など、農業環境は厳しさを増していることから、新規就農者の確保や販路拡大、6次産業化や複合経営の推進など、より一層の強い農業経営に向けた支援の充実を図るとともに、食の安全性や環境への負荷軽減にも配慮した、人にも環境にも優しい農業の推進を図ります。

一方で、地域の連帯感の醸成や国土保全機能、農村景観の形成による癒しの空間の提供、グリーン・ツーリズムをはじめとした農業体験など自然教育の場の提供などといった公益的機能への評価が高まってきており、その役割を果たしていくための施策の推進も求められています。

■農業の状況

		平成12年		平成17年		平成22年	
農家数	戸	2,986	—	2,599	—	2,346	—
うち専業農家	戸	492	16.5%	475	18.3%	405	17.3%
経営耕地面積	a	410,638	—	385,500	—	369,300	—
田	a	280,882	68.4%	277,100	71.9%	274,900	74.4%
畑	a	81,544	19.9%	65,600	17.0%	58,700	15.9%
果樹園	a	48,212	11.7%	42,800	11.1%	35,700	9.7%
1戸当たり面積	a	137.52	—	148.33	—	157.42	—

(農林業センサス)

■漁業の状況

	平成10年		平成15年		平成20年		平成25年	
経営体数	42	—	39	—	41	—	36	—
個人	42	100.0%	37	94.9%	38	92.7%	33	91.7%
団体	0	0.0%	2	5.1%	3	7.3%	3	8.3%

(漁業センサス)

施策の展開

2-1-1 生産基盤の整備と経営体制の強化

農業生産基盤の整備および農漁業の経営体制の強化に向けた支援を行い、持続可能で安定的な経営の確立を促進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
農業従事者の確保	関係機関・団体と連携し、新規就農者、就農予定者に対する研修や情報提供の支援などにより、農業従事者の確保を図ります。	産業振興課
生産基盤の整備	品質向上および安定生産に向け、広域的防除や用排水路、ほ場などの整備を推進するとともに、設備投資に必要な資金の確保に対する支援の充実を図ります。	産業振興課
経営の近代化・効率化の促進	水田の集団化など、農業経営の規模の拡大および農用地などの効率的かつ総合的な利用を促進し、農業経営の近代化・効率化の促進を図ります。	産業振興課
複合経営への取組支援の推進	複合経営により安定的で収益性の高い農業経営をめざす農家などに対し、県や農協と連携を図り、経営指導や情報提供などの支援の充実を図ります。	産業振興課
6次産業化に向けた支援	生産から加工・流通（販売）まで一体的に行う「6次産業化」に対し、各種制度の紹介やサポート・研修などの情報提供などの支援を行うとともに、農家や事業者間のネットワーク構築など、農工商連携、農業者間連携を図ります。	産業振興課
飼料用米生産の取組みの推進	飼料用米生産の取組みを推進し、PRを強化することで、飼料用米作付けの拡大を図るとともに、耕種農家と畜産農家の連携体制を構築します。	産業振興課
漁業資源の増殖の推進	関係機関と協力し、広域的・長期的な漁業資源の増殖を推進し、安定的な漁獲量の確保を図ります。	産業振興課
漁業経営の後継者づくり	水産技術および漁業経営意識の向上を図り、補助金の交付など近代的経営能力を備えた後継者づくりに努めます。	産業振興課

■数値目標

指 標	現 状	目 標（4 年後）
認定農業者数	254 件	280 件
認定新規就農者数	3 件	10 件
経営体育成基盤整備（大区画）事業着手数（累計）	3 地区	3 地区
複合経営に取り組む農家（事業体）数	141 件	200 件
6 次産業化に取り組む農家（事業体）数	17 件	20 件
農地利用集積面積	344ha	804ha
飼料用米生産面積	71.5ha	275ha

2-1-2 販路の拡大と消費者ニーズへの対応

新鮮な農産物の供給地として新たな販路を開拓していくとともに、食への関心の高まりに対応した付加価値の高い農産物を推進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
トップセールスによる地元産品のPRと販路の拡大	各地で開催されるイベントを通じて、トップセールスによる地元産品のPRと販路の拡大を図ります。	産業振興課
知名度向上による新たな販路の開拓	関係機関と連携し、消費ニーズを的確に把握しながら販売イベントへの出展や広報活動の支援などに取り組むことで知名度向上を図り、首都圏や海外に向けた新たな販路の開拓および出荷量の拡大を促進し、匝瑳市農産物のブランド構築を図ります。	産業振興課
地産地消の推進	ふれあいパーク八日市場などの地元産のPRと販路の拡大を推進するとともに、学校給食での使用や地元農産物への愛着心の醸成、市外への認知度向上や品目の増加などを図り、地産地消を推進します。	産業振興課 学校教育課
ブランド化の推進	ブランド米「匝瑳の舞」など、付加価値の高い農産物の生産と販路の開拓を図るため、産地としての人的・物的な整備など、ブランド化に向けた研究活動に対する支援の充実を図ります。	産業振興課
安全・安心で環境にやさしい農業の推進	食に対する安全意識の高まりに対応するため、低農薬・有機肥料栽培や「ちばエコ認証」の取得など、安全・安心で環境にやさしい農業を推進します。	産業振興課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
匝瑳市産農産物などの見本市などへの出展回数	5回／年	7回／年
ふれあいパーク八日市場販売額	567百万円／年	610百万円／年

2-1-3 農業を通じた都市住民との交流促進

体験農業や各種イベントなどを通じて、市民や都市住民と生産者との交流を促進し、農業や農産物、農業文化などに対する理解促進を図り、農業の活性化につなげます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
体験・交流イベントの充実と受入体制の整備	関係機関と連携しながら、多様な体験・交流イベントの充実と都市住民の受入体制の整備を図ります。	産業振興課
体験・交流イベントの認知度向上	旅行業者などとの連携やインターネットの活用などにより、都市住民に対する農業体験・交流イベントの認知度の向上を図ります。	産業振興課
幅広い世代の就農・帰農の促進	都市部住民を対象とした情報提供や農業指導などの支援や、体験・交流イベントをきっかけとして、若者からシニアまで幅広い世代の就農・帰農を促進します。	産業振興課
市民農園の利用促進	地元農業者や教育、福祉などの各分野と連携し、市民農園を拠点とした「遊び・学び・育て・癒し」の創出や交流づくりなど、新たな活用を図り、利用を促進する。	産業振興課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
農業体験・交流イベント参加者数	560人／年	700人／年
市民農園農場数	2か所	2か所

2-1-4 「日本有数の植木のまち」の推進

「日本有数の植木のまち」として、国内外に対する販路拡大や効率的な生産に向けた支援を行うとともに、技術者の育成を図り、植木産業の発展を推進します。

取組み	取組みの概要	主管課
「植木のまち」のPRの推進	日本有数の「植木のまち」として、さまざまな機会や媒体を通じてPRしていく、「植木のまち匝瑳」のイメージ普及に努めます。	産業振興課
輸出拡大に向けた支援の充実	販路の拡大および輸出量拡大を図るため、生産者や県など関係機関と連携し、国際見本市への出展など海外へのPRを推進するとともに、輸出に適した樹種の選定や技術開発に対する支援を行います。	産業振興課
労力軽減と付加価値の高い商品づくりの推進	技術開発や研究について、情報収集に努め、新技術導入などによる労力軽減と付加価値の高い商品づくりを推進します。	産業振興課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
輸出樹種数	9樹種	12樹種
千葉県銘木100選登録数	42本	48本

2-1-5 環境にやさしい農林水産業の推進

地域住民や都市住民などの参画により、農地や森林・水を守るために環境保全に向けた共同活動と先進的な営農活動を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
環境保全に向けた活動の促進	農業者・地域住民を含めた農用地および農業施設などの保全のための共同活動を支援する多面的機能支払事業を推進します。	産業振興課
資源循環型農業の推進	家畜排せつ物の適正管理・堆肥の有効利用を行う耕畜連携や、園芸用廃プラスチックの適正処理などによる資源循環型農業を推進するため、県や農業者との多面的な連携を図ります。	産業振興課
健全な森林資源の維持増進	周知活動やPR活動を通して森林の適正な管理を促進するとともに、健全な森林資源の維持増進と、活動団体への支援の強化を図ります。	産業振興課
環境に配慮した漁業の促進	環境保全へ配慮した漁業を促進します。	産業振興課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
園芸用廃プラスチック回収量	29.7t／年	40.0t／年

施策 2-2 商工業の活性化

施策の方向性

臨空ゾーンという優位性と銚子連絡道路の整備進展による利便性の向上などを生かし、優良企業の誘致と国道126号沿線における良好な商業軸の形成を促進します。

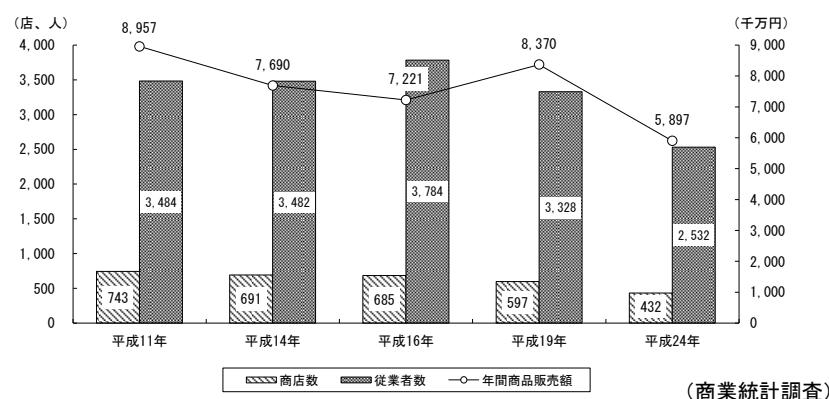
地元企業・商店については、商工会と連携を強化しながら、経営基盤の強化や設備投資、新しい事業展開に向けた取組みに対する支援を図ります。また、市内外から集客可能な特徴ある利便性の高い商店街の形成の促進と活性化を進めます。

施策推進の背景と課題

本市では、近年、商店数が減少し続け、従業者数も平成16年以降1,200人以上減少しています。商品販売額も平成19年を除き、減少傾向をたどっています。市内外からいかに買い物客を呼び入れるかがポイントとなります。工業は年により一進一退がみられますが、国際間競争の激化や産業構造の変化などを背景に厳しい状況が続いています。

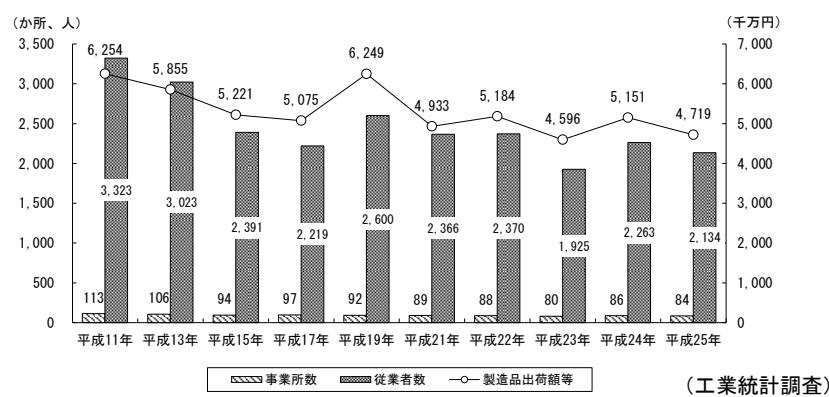
地域の特色や優位性を生かしつつ、利便性と雇用の創出をもたらす企業進出の推進と地元企業の経営基盤の強化を支援していくことが必要です。

■商業の状況



(商業統計調査)

■工業の状況



(工業統計調査)

施策の展開

2-2-1 活気ある商店街の形成

地域の自然や歴史文化を生かしながら、市内外から多様な人々が集い楽しむことでの
きる活気ある商店街の形成を推進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
地域交流拠点としての商店街づくりの推進	地域活動と連動した交流がなされるコミュニティ拠点や、くつろぎの空間創出などの商店街づくりを推進します。	産業振興課
特色あるイベントなどの活性化支援	有形文化財や旧街道の面影を残す建物など、商店街の特色や歴史を生かした取り組みや、「まちなか散策マップ」などの情報発信活動への支援を行うとともに、新たな企画による誘客に努めます。	産業振興課
商工業団体の活動支援	商工会などと連携し、中小企業などに対する経営指導や、商工業活性化事業を推進します。	産業振興課

■数値目標

指標	現状	目標（4年後）
市内の商店で日常生活の買い物をする市民の割合	8.7%	20.0%
商店街における特色あるイベント開催回数	4回／年	5回／年

2-2-2 企業立地の促進

立地優位性の活用や誘致企業に対する支援策の充実を図ることにより、利便性の高い
商業施設や雇用の創出が期待できる優良企業の立地を積極的に促進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
各種優遇、支援措置のPR	市内での新設・増設企業に対する固定資産税の減免や新たな優遇措置制度の創設を検討し、幅広いPRなどによるきめ細かな支援を行い、新たな立地の促進や既存企業の優良化を図ります。	産業振興課
利便性の高い新たな立地場所の創出	銚子連絡道路の開通動向に注視し、企業立地において利便性の高さを生かすことのできる新たな立地場所の創出に努めます。	産業振興課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
奨励措置適用事業所数	5 か所	6 か所

2-2-3 経営基盤の強化および起業などに向けた支援の充実

既存商店・企業に対する経営支援の充実を図り、経営者の創意工夫による経営強化および新分野への進出を促進するとともに、起業に向けた支援の充実を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
資金融資の充実	中小企業の経営基盤の強化と健全な経営発展を図るため、金融機関と連携し、低利で利用できる融資および利子補給制度の充実を図ります。	産業振興課
経営相談員による相談指導	関係機関と連携しながら、経営相談員による経営相談指導や講習会、研修などを支援し、地元商店・企業の創意工夫ある経営や人材育成、起業を促進します。	産業振興課
起業支援の充実	起業資金融資について、制度の導入を検討するとともに、起業におけるノウハウ支援の充実を図ります。	産業振興課
中小企業組合の設立の推進	中小企業同士や個人による中小企業組合の設立を推進し、経営の効率化や資金調達の円滑化を図ります。	産業振興課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
融資および利子補給制度利用件数	237 件	250 件
経営相談指導件数	1,902 件／年	2,500 件／年
中小企業組合の設立件数	0 件／年	2 件／年

施策 2-3 観光の活性化

施策の方向性

九十九里海岸をはじめ、地域の魅力ある観光資源の整備を図り、年間を通じた日帰り型観光を推進するとともに、宿泊施設および他産業との連携を強化し、海とみどりを活用した滞在型観光を促進します。

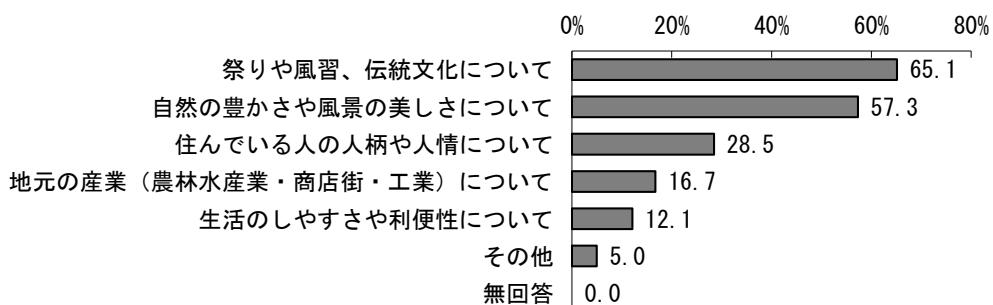
また、祇園祭など多くの祭りや伝統行事、歴史的建造物、ふれあいパーク八日市場などの地域の貴重な資源を最大限に利活用し、都市住民との交流の活性化を図ります。

施策推進の背景と課題

観光に対する志向が従来のパッケージツア型から個人手配型に変化していくと同時に、個性ある地域づくりによる観光振興が各地で行われており、地域間における競争も激しくなっています。

本市には九十九里海岸や魅力ある里山などの自然や、祇園祭をはじめ多くの伝統行事、歴史的建造物や仏画など貴重な文化的観光資源があります。産業間や近隣自治体、各種団体などの連携を促進しながら、こうした本市の自然や歴史文化資源の魅力をさまざまな形で広めていくことが重要です。

■匝瑳市について、他の市町村に自慢したいこと



選択肢	前回	今回	変化
自然の豊かさや風景の美しさ	50.3%	57.3%	7.0%
住んでいる人の人柄や人情	26.3%	28.5%	2.2%
祭りや風習、伝統文化	70.8%	65.1%	-5.7%
地元の産業	13.1%	16.7%	3.6%
生活のしやすさや利便性	6.4%	12.1%	5.7%
その他	4.0%	5.0%	1.0%

(平成 22 年、平成 27 年 市民意識調査)

施策の展開

2-3-1 観光資源の整備と掘り起こし

豊かな自然や文化財、既存施設の活用などを図るとともに、地域の新たな魅力を見出し、観光資源化していくことで、年間を通して集客力のある地域づくりを進めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
九十九里海岸を活用した観光資源の整備	九十九里海岸全体を活用した観光資源の整備を推進し海の魅力の創造に努め、市内外からの観光客のさらなる集客を図ります。	産業振興課
九十九里海岸の侵食対策への働きかけ	本市の貴重な観光資源である九十九里海岸の侵食対策について、国・県など関係機関への働きかけを行います。	建設課
歴史的文化財の観光資源化の推進	飯高檀林跡をはじめ、歴史的建造物や遺産などの文化財および周辺環境の整備を推進し、観光資源としての魅力および集客力の向上を図ります。	産業振興課 生涯学習課
まちの歴史や新たな魅力発見に向けた取組みの推進	市民によるまちの歴史や新たな魅力発見のためのイベント・キャンペーンを開催し、観光資源や特産品の開発、地域文化の継承などにつなげる取組みを推進します。	産業振興課 生涯学習課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
歴史的建造物などを活用したイベント開催件数	2回／年	3回／年

2-3-2 体験・交流プログラムの充実

産業間の連携を図りながら、地域産業や伝統工芸、郷土芸能などの体験やさまざまな交流イベントへの参加を気軽に楽しめるプログラムの充実を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
グリーン・ツーリズムの推進	都市と農村の交流を促進すべく、関係団体とのネットワーク化を図り、「ふれあいパーク八日市場」を核とした各種イベントの充実に努め、グリーン・ツーリズムの拠点施設としての機能強化を図ります。	産業振興課

取組み	取組みの概要	主管課
ブルー・ツーリズムの推進	民宿などと連携・協力しながら受入体制を整備するとともに、各種体験プログラムの開発を行い、魅力あるブルー・ツーリズムを推進します。	産業振興課
伝統文化を活用した観光振興の推進	市民が参加できる各種祭りや伝統行事について観光客への効果的な情報提供に努めるとともに宿泊施設との連携を図り、各種イベントを活用した観光振興の展開を図ります。	産業振興課
協働による観光振興の推進	市民や地域団体、事業者はもとより本市を訪れる観光客の意見を取り入れ、ともに参画する観光振興を推進します。	産業振興課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
祭りや風習・伝統文化などを他の市町村に自慢したい市民の割合	65.1%	75.0%

2-3-3 効果的な観光情報の発信

観光資源や各種イベント、おすすめルートや交通情報など、本市の魅力を楽しむための各種情報をさまざまな媒体を通してわかりやすく発信します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
散歩のまちのPR	ハイキングの実施や観光ガイドブックによるおすすめルートなどをPRし、散歩のまちのイメージ定着を図る。	産業振興課
観光客の視点に立った情報発信	観光ガイドブックなど各種媒体を用いた効果的な観光情報の発信と併せ、観光客が容易に市内の観光情報を入手できるよう観光案内所の活用を図ります。	産業振興課
観光ガイドの育成・活用	観光ガイドの育成を図り、本市の魅力をわかりやすく紹介するとともに、人と人との交流を創出することで、リピート客の確保に努めます。	産業振興課
フィルムコミッショング活動の充実	商店街や公園など、さらなる撮影場所の提供を行い、映像でPRできるフィルムコミッションなどの活動を充実させることで、市のイメージアップを図ります。	産業振興課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
おすすめルート設定数	4 ルート	10 ルート
匝瑳市をロケ地とする映画・番組数	7 本／年	10 本／年

施策 2-4 産業間連携の推進と雇用・消費の場の創出

施策の方向性

農林水産業と商工業、観光の各分野および企業間を越えた連携強化を図り、地域の貴重な資源の活用や特産品の開発などにより、これまで育まれてきた産業基盤をさらに高付加価値化し、新たな地域の魅力を創出していくための取組みを推進します。

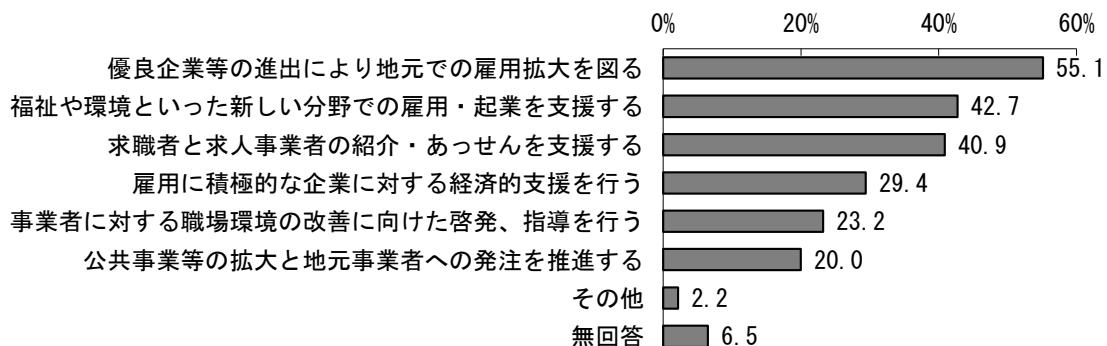
また、少子高齢化や核家族化の進展、環境問題など、地域の新たな課題に対応する企業などの進出支援やNPO法人などによる経済活動を促進し、地域課題に向けた取組みの推進と新たな雇用の創出を図ります。

施策推進の背景と課題

産地間競争が激しい今日、地域の競争力を高めていくためには、農林水産業、商工業、観光業の枠組みを越え、一丸となって地域の独自性を創出していくことが必要であり、そのためには、各産業が連携し、情報共有しながら、さらなる相乗効果を生み出していくことができる横断的体制の構築が急務となっています。

また、少子高齢化が進む本市にとっては、若者の雇用の場の創出や高齢者などの安心・安全な消費生活の視点から産業振興を図っていくことが必要です。

■市の雇用対策として重要なこと



(平成27年 市民意識調査)

施策の展開

2-4-1 農商工連携の促進

農林水産業、商工業、観光業の連携を強化し、情報共有しながら、地域の持つ魅力と発展可能性を見出し、産業振興へつなげていく体制づくりを推進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
農商工連携に関する情報提供	J Aや商工会などによる農商工連携や6次産業化に関する事例紹介などの情報提供や事業マッチングなどを推進します。	産業振興課
自主的な連携活動に対する支援	業種を越えた情報交換会・研究会などの発足を支援し、経営者の意識啓発および経営強化を図るとともに、地域住民、市民団体などの起業を促進するなど新たな地域産業の創出を図ります。	産業振興課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
地域各種団体の連携による研究会	1 研究会	2 研究会

2-4-2 就労・起業支援と雇用の創出

多くの雇用を生み出す優良企業の進出促進および起業支援の充実を図るとともに、求職者と雇用者のマッチング環境の整備など、魅力ある労働市場の創出を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
優良企業に対する優遇措置の検討	多くの雇用を創出し、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む優良企業に対する優遇措置を検討します。	産業振興課
起業支援の充実	起業資金融資について、制度の導入を検討するとともに、起業におけるノウハウ支援の充実を図ります。	産業振興課
雇用情報の提供とマッチング支援の充実	企業の経営状況・雇用状況を把握し、関係機関と連携しながら、就業セミナーの開催やきめ細かな雇用情報の提供に努めるとともに、求人コーナーでのパソコン閲覧を可能にするなど、求人と求職者のマッチングを支援し、市内での就業を促進します。	産業振興課

2-4-3 安全・安心な消費生活支援

誰もが安心して消費生活を送ることができるよう、消費に関する情報提供および相談体制の充実を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
消費生活に関する情報提供の充実	関係機関と連携し、安全・安心な消費生活を脅かす事案などについて、迅速な情報提供に努めます。	産業振興課
消費生活相談員による相談の充実	消費生活に関する相談窓口の周知を図るとともに、消費生活相談員の確保および専門性の向上を図り、相談事業の充実に努めます。	産業振興課
高齢者などの買い物支援	関係機関および流通事業者と連携しながら、日常生活における買い物が困難な高齢者などに対する宅配や移動販売などの買い物支援を促進します。	高齢者支援課 産業振興課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
消費生活相談員数	3人／週	4人／週

基本目標 3 自然と共生し、快適で安全なまちをつくる (生活環境・都市建設分野)

施策 3-1 自然環境の保護と循環型社会の形成

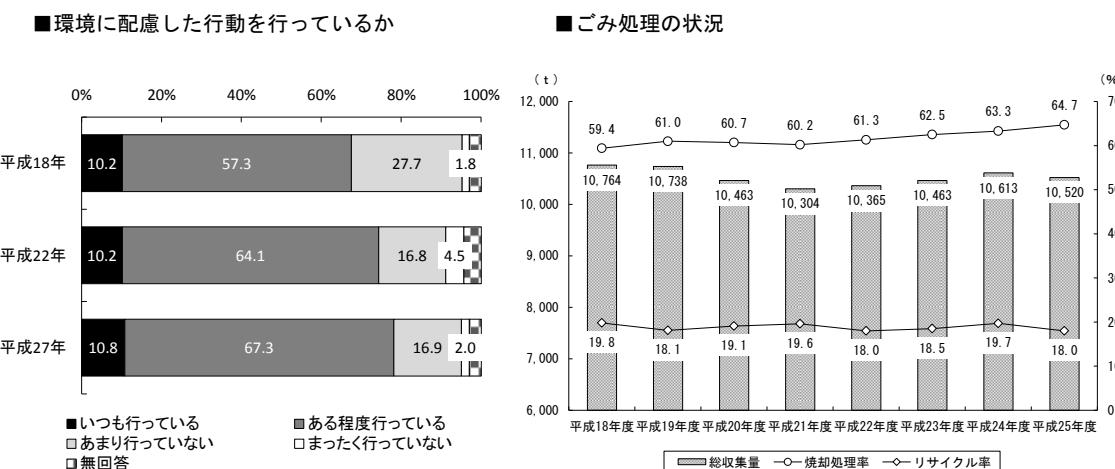
施策の方向性

自然環境の大切さや問題意識を市全体で共有しながら、ごみの減量化、再資源化に向けた取組みの推進と美化活動の促進、環境への負荷を抑制する処理体制の強化を図ります。併せて、課題となっている廃棄物の不法投棄に対する監視体制の強化、公害の防止に向けた取組みなどを推進します。

施策推進の背景と課題

地球温暖化をはじめ環境保護の問題は全世界で取り組むべき課題となっており、国民の環境意識も高まってきています。市民意識調査の結果を見ても、環境に配慮した行動を行っている人の割合が年々増加しています。さらに、東日本大震災に起因する電力不足により、市民の省エネルギーに対する意識とライフスタイルの見直しが促され、低炭素社会の実現に向けた意識付けが定着してきています。

今後も一人ひとりの意識向上と具体的な行動を促しながら、自然環境の保護および環境負荷の軽減に向け、市民・事業者・行政が一体となって計画的に取り組んでいくことが必要です。



(平成18年、平成22年、平成27市民意識調査)

(匝瑳市ほか二町環境衛生組合)

施策の展開

3-1-1 循環型社会に向けた取組みの推進

資源循環型社会に向け、市民や事業者に対し具体的な行動を促すとともに、環境負荷の少ない技術などの導入や設備整備を計画的に推進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
ごみの発生抑制と資源化の推進	分別収集の促進や生ごみの減量化、3R運動の展開など、ごみの減少化・再資源化に向けた取組みの促進を図ります。	環境生活課
廃棄物の広域処理の推進	一般廃棄物の処理能力向上および処理コストの低減を図るため、広域ごみ処理施設の整備など広域処理のさらなる推進へ向けて、焼却施設建設予定地である銚子市野尻町および最終処分場建設候補地である銚子市森戸町の環境アセスメントや測量・地質調査を進めていきます。また、中継施設の先進地視察や構成3市の負担金割合の協議など、平成33年度の稼働開始をめざした具体的な検討・調整を進めていきます。	環境生活課
省エネルギー対策の推進	公共施設や家庭・事業所などにおいてエネルギー効率の高い機器の導入を促進するとともに、クールビズやウォームビズなど、なるべくエネルギーを使わない取組みの促進を図ります。	環境生活課
再生可能エネルギー利用の促進	太陽光発電や太陽熱利用など、再生可能な自然エネルギーについて、公共施設での導入や家庭・事業所における設置促進を図ります。	環境生活課

■数値目標

指標	現状	目標（4年後）
ごみリサイクル率	18.4%	20.0%

3-1-2 環境汚染および不法投棄の防止

環境に関する法令の遵守の普及啓発や徹底を図りながら、環境に負荷を与える物質の発生抑制および適正処理の促進と不法投棄の防止を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
排気ガス抑制に向けた取組みの推進	公共交通機関や自転車、低公害車の利用、アイドリングストップの普及など、広報やホームページなどを活用して、排気ガス抑制に向けた取組みを推進します。	環境生活課
水質環境の保全	合併処理浄化槽の設置促進、排水の適正処理や植物による自然浄化機能の回復を図るなど、水質環境の保全に向けた取組みを促進します。	環境生活課
有害化学物質対策の推進	野焼き防止の徹底や適正な廃棄物処理の推進などにより、ダイオキシン類などの有害化学物質の発生抑制を図ります。	環境生活課
不法投棄の防止	廃棄物などの不法投棄に対する監視体制の強化やポイ捨てに対する意識啓発に取り組み、ごみの不法投棄の防止を図ります。	環境生活課
騒音・振動の防止	事業所や市民への意識啓発などにより騒音・振動などの抑制を図ります。	環境生活課
法令遵守の徹底	関係機関と連携し、事業所に対し、公害の防止や規制などに関する法令の遵守について指導の徹底を図ります。	環境生活課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
合併処理浄化槽人口	16,761人	17,463人
大気中ダイオキシン濃度	0.033 pg-TEQ/m ³ (椿海公園) 0.023 pg-TEQ/m ³ (野菜総合支所)	➡ ➡
公共用水域（河川）BOD濃度目標達成地点数	10地点	調査地点の半数以上（8地点）
公共用水域（湖沼）COD濃度目標達成地点数	0地点	調査地点の半数以上（3地点）
不法投棄量	11,180kg／年	➡

3-1-3 自然環境保護・環境美化活動の促進

本市の貴重な自然を保護するための対策を推進するとともに、自然を大切にし、きれいな環境を保全するための意識啓発および自主的な活動の促進を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
野生動植物の保護	貴重な野生動植物、海岸砂丘植物に関する調査研究の推進や保護に向けた意識啓発を図るとともに、環境に大きな影響を及ぼす恐れのある事業は、野生動植物への影響に関する調査を行い、適切な保全対策を促進します。	環境生活課
環境美化活動の活性化	広報などにより環境美化活動への参加を促進するとともに、環境美化活動団体に対する支援を充実させ、活動の活性化を図ります。	環境生活課
自然を大切にする意識の醸成	国や県、市民団体と連携して、野山や海岸での自然観察会などを通じて自然に関する知識の普及と自然を大切にする意識の醸成を図ります。	環境生活課

■数値目標

指標	現状	目標（4年後）
環境美化活動への参加人数	延べ 9,205 人／年	延べ 10,200 人／年

3-1-4 環境教育・学習の推進

学校教育や生涯学習において、環境に関する教育・学習機会の充実を図り、環境保全や循環型社会に対する意識の醸成と具体的な実践方法の普及を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
学校教育などにおける環境学習の充実	本市の自然環境を生かしながら、学校教育や「こどもエコクラブ」などにおいて、児童生徒の環境学習の具体的な取組みの充実を図ります。	環境生活課 学校教育課
循環型社会に対する意識の醸成	生涯学習や各種イベントなどにおいて、循環型社会の形成に関する学習機会の充実を図り、市民の意識の醸成と具体的な実践を促進します。	環境生活課

■数値目標

指標	現状	目標（4年後）
こどもエコクラブ登録団体数	0 団体	2 団体

施策 3-2 市街地の活性化と交通網の整備

施策の方向性

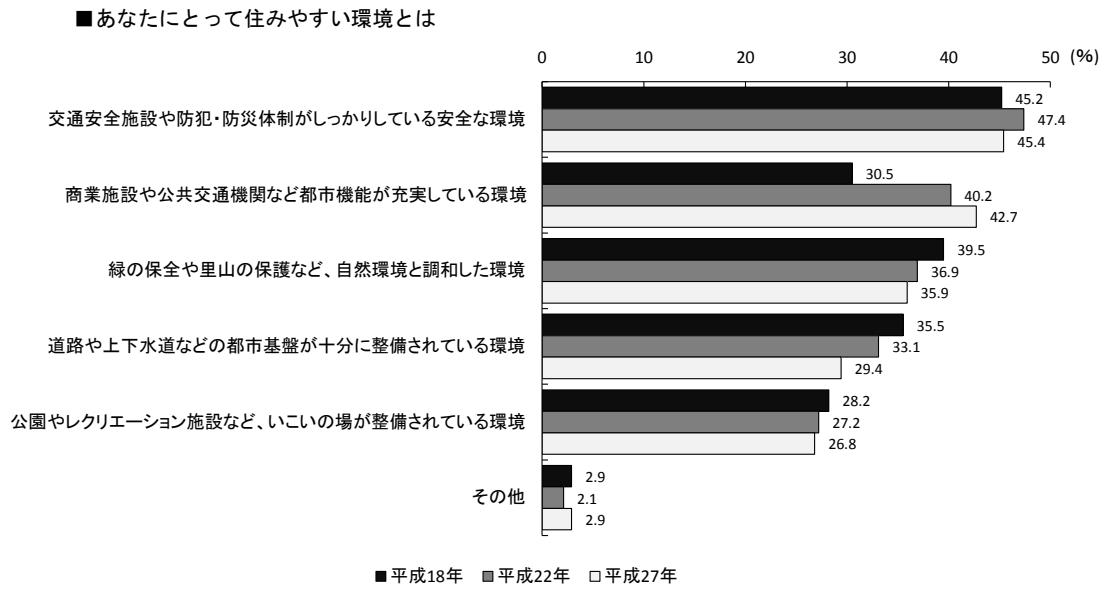
関係機関、団体および企業などと連携しながら、国道126号沿線に商業・業務施設の集積促進と、都市計画マスターplanに基づくまちづくりを推進し、地域の顔となる市街地の活性化を推進します。

また、銚子連絡道路を核とした広域交通網および市内幹線道路の整備を計画的に推進するとともに、公共交通機関の利用促進を図り、人々が行き交い、にぎわいのある都市の形成を推進します。

施策推進の背景と課題

近年、多くの都市で中心市街地の衰退・空洞化が深刻化しており、本市においても例外ではありません。市民意識調査の結果を見ても、平成18年の調査結果と比べて商業施設や公共交通機関など都市機能の充実を求める割合が大幅に増加しており、平成18年から10ポイント以上の増加がみられます。

課題として、国道126号沿線において、さらなる商業・業務施設などの集積を進め、既存商店街との連携を図り、本市にふさわしい機能を備えた特色ある中心市街地づくりを推進していく必要があります。



施策の展開

3-2-1 地域特性に応じた拠点の育成・整備

地域の特性に応じた適正な土地利用の誘導を図り、特色ある拠点の育成・整備を推進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
都市交流拠点の形成	都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進し、地域特性に応じた魅力ある交流拠点の形成を図ります。	都市整備課
魅力ある商業空間の形成	国道126号沿線において、さらなる商業・業務施設などの集積を図り、既存商店街との連携を図りながら、魅力ある商業空間の形成を促進するため、企業向けに本市の魅力を発信していきます。	産業振興課
良好な工業環境の整備	銚子連絡道路や主要地方道八日市場野栄線の整備による交通条件を生かし、良好な工業環境の整備とさらなる立地誘導を図ります。	産業振興課
観光拠点の育成・整備	観光の拠点となる飯高檜林跡周辺および九十九里海岸沿線などの観光資源の整備を図るとともに、新たな海岸線の魅力を創出します。	産業振興課

3-2-2 幹線道路の整備

都市間交流の基盤として、県と連携しながら、首都圏や周辺地域と本市とを結ぶ幹線道路の計画的な整備を促進し、自動車交通の円滑化と利便性の向上を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
銚子連絡道路の整備促進	国道126号の渋滞緩和や首都圏とのアクセス向上のため、銚子連絡道路の整備を促進します。	建設課 都市整備課 企画課
主要地方道などの整備促進	周辺都市と本市を連絡する幹線道路の整備を促進し、都市間の交流や連携の強化を図ります。	建設課
市内幹線道路の整備	都市計画道路や市道など拠点間や地域間を連絡する道路の効率的な整備を図るとともに、長期間未整備な状況にある一部都市計画道路については、必要に応じて路線の見直しを行います。	都市整備課 建設課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
都市計画道路整備率	26.4%	27.0%

3-2-3 公共交通機関の利用促進

広域公共交通の充実を図り、本市への行き来の利便性を高めるとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
広域公共交通の充実	JR総武本線や高速バス路線の増便や新設、運行ダイヤの改善などについて、引き続き民間事業者などに要請していきます。	環境生活課 企画課
生活交通の利用促進	路線バスの維持や市内循環バスの利便性の向上に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するための啓発活動を行います。	環境生活課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
市内循環バス利用者数	57,513人／年	60,000人／年
JR八日市場駅乗車人数	1,976人／日	1,990人／日

施策 3-3 住環境の整備

施策の方向性

公園や生活道路など都市基盤の計画的な整備を推進するとともに、市内に点在する歴史的建造物およびみどり豊かな里山や美しい海岸を保全し、利便性とやすらぎを兼ね備えた快適な住環境づくりを推進します。

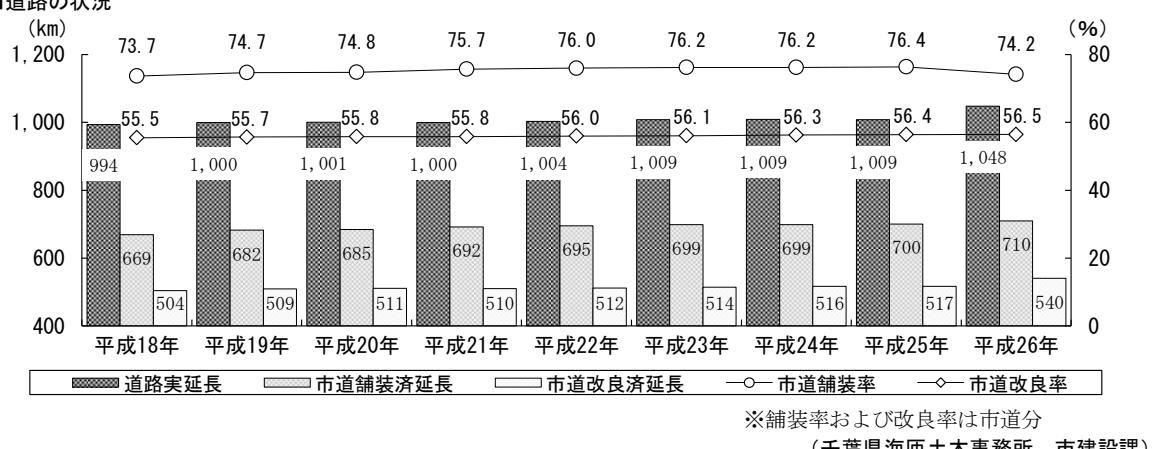
また、誰もが安心・安全に暮らしていくことのできる公共空間および居住空間の整備を図るとともに、空き家対策を総合的に推進します。

施策推進の背景と課題

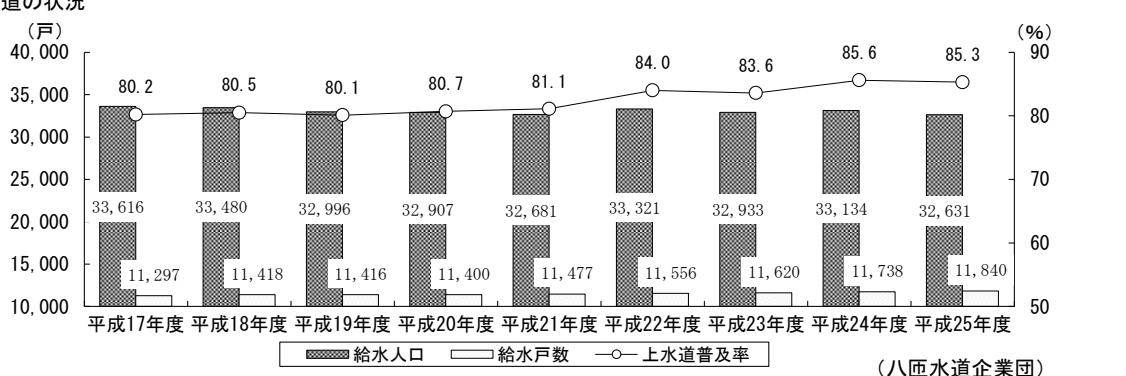
本市には公園やレクリエーション施設などが整備され、広く市民に利用されています。また、道路や水道、情報通信設備など、快適な都市生活に欠かせない基盤の整備が進められており、今後も市民の理解を得ながら、関係機関との連携・協力のもと計画的な整備の推進が必要です。

住みよい住環境については、年代や地域性、価値観などによって多様な意向があることから、調和のとれたバランスのよいまちづくりを推進していく必要があります。

■道路の状況



■水道の状況



施策の展開

3-3-1 快適で安全な都市環境の整備

快適で安全な生活に欠かせない都市基盤を計画的に整備するとともに、市民の理解を得ながら協働による都市環境づくりを推進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
良質な水の安定供給	八匝水道企業団からの低廉で良質な水の安定供給を図るとともに、施設の整備や更新、経営健全化を促進し、上水道普及率の向上を推進します。	環境生活課
適切な汚水・雨水処理の推進	合併処理浄化槽の設置を促進し、公共用水域の水質改善と生活環境の改善に努めるとともに、都市下水路の維持管理や排水路整備を推進し、浸水被害の防止に努めます。	環境生活課 建設課 都市整備課
公園・緑地の維持管理と長寿命化	市民の憩いの場とともに、防災やレクリエーションなど多様な機能を有する空間として、公園や緑地の適正な維持管理と長寿命化を図ります。	都市整備課
安全・快適な生活道路の整備	生活道路の安全で快適な利用に向け、市全体の危険箇所の把握に努め、危険性の高い箇所から、計画的な舗装、改良の推進と適切な維持・補修に努めます。	建設課
協働による施設整備・管理の推進	市民との協働により地区計画などのまちづくりのルールを定め、計画的な整備・管理を促進します。	都市整備課

■数値目標

指 標	現 状	目 標（4年後）
上水道普及率	85.7%	
市道改良率・舗装率	56.6%・74.1%	57.0%・75.0%

3-3-2 自然・文化と調和した住環境づくりの推進

豊かな自然や歴史的建造物などを保全しながら、景観に対する市民意識の醸成を図り、市全体で調和のとれた公共空間の整備と美しい景観の形成に努めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
特性を生かしたまち並みづくりの推進	市街地や集落地、幹線道路や旧国道沿いなど、それぞれの特性を生かした調和のとれたまち並みづくりを推進します。	都市整備課
歴史・文化景観の保全	飯高寺周辺や旧国道沿いなどの歴史的建造物の保全に努めるとともに、周辺における調和のとれたまち並みの形成に努めます。	生涯学習課
自然景観の維持・保全と緑化の推進	本市の原風景である田園・里山の維持・継承や海浜景観の創出・保全に努めるとともに、檜の生垣や屋敷林、街路樹など地域の緑化を推進します。	環境生活課
景観形成のルールづくりと市民意識の醸成	緑の基本計画や景観法に基づく景観計画などを検討するとともに、自然景観や歴史的景観の形成・保全に向け、市民意識の醸成を図ります。	都市整備課

3-3-3 安心して暮らせる住環境づくりの推進

誰もが安心・安全に暮らしていくことのできる公共空間および居住空間の整備を図るとともに、空き家対策を総合的に推進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
バリアフリー化の推進	公共空間のバリアフリー化を計画的に推進するとともに、障害者や高齢者住宅のバリアフリー化に向け支援します。	関係各課
住宅の耐震化に向けた支援の充実	地震などの災害対策の実施に対する補助制度を継続し、住宅の耐震化の必要性・重要性について市民へのさらなる啓発活動を実施します。	都市整備課
空き家対策の推進	空き家バンクなどを通じた空き家活用の情報を提供し、市民、民間事業者および行政が連携して、住環境の維持や向上をめざします。また、空き家の適正管理を推進し、管理不全な状態にある空き家の是正を図ります。	都市整備課 企画課

■数値目標

指標	現状	目標（4年後）
木造住宅耐震診断費補助件数	1件／年	3件／年

3-3-4 子育てしやすい住環境の整備

子育て世代が暮らしやすい住環境を整備し、若者の定住および市外からの移住促進を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
子育て世帯の住居の確保	市営住宅や空き家を利活用して、子育て世帯の住居の確保を促進します。	都市整備課 企画課
子どもの遊び場の確保	子どもたちが安心して遊ぶことのできる公園や緑地などの適正管理を図るとともに、自然環境を生かした遊び場の整備を推進します。	都市整備課

施策 3-4 安心・安全な地域づくりの推進

施策の方向性

地震・津波をはじめとする自然災害や事件・事故などの社会的災害から市民の生命、身体および財産を守るために、総合的な防災の推進に努めるとともに、必要な情報が的確に提供される情報伝達体制の充実および海岸侵食や急傾斜地などの防災対策を推進します。

また、犯罪のない安心・安全なまちづくりを進めるため、さまざまな機会を通じ防犯意識の向上を図り、市民、行政、警察などが連携して地域防犯対策を進めています。

施策推進の背景と課題

本市は自然災害や犯罪の発生率が低く、災害などに対して安全だと思う人の割合は過半数を超えており、とても安全だと思う人の割合は減少し続けています。都市間人口移動が活発になるほど地域住民の安全性の重要性は高まるため、市一体で安全に対する取組みが今後一層求められてくるとみられます。

また、東日本大震災以降、津波の脅威に対する安全対策が求められており、万が一の災害発生に備え、危険か所の災害防止対策を進めるとともに、災害発生時に被害を最小限に食い止めるための準備を地域全体で推進していく必要があります。

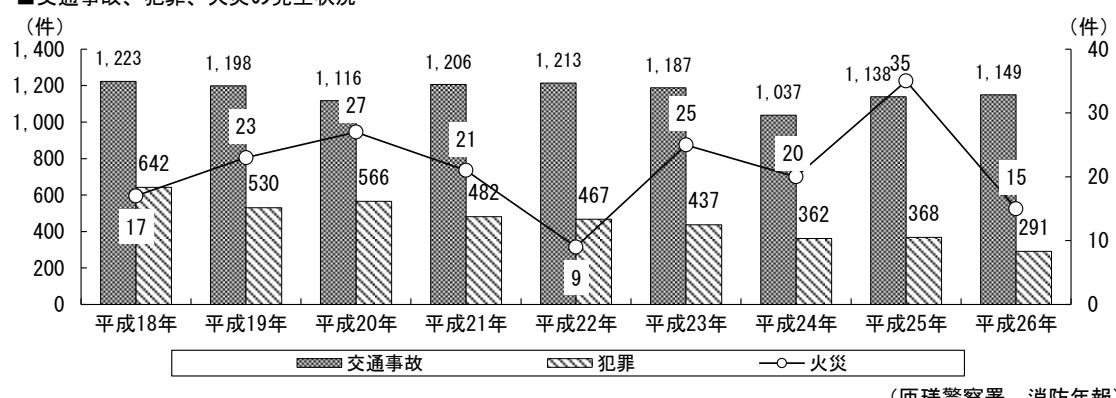
■住んでいる地区が災害などに対して安全だと思うか



■とても安全だと思う ■ある程度安全だと思う □あまり安全だと思わない □まったく安全だと思わない □無回答

(平成18年、平成22年、平成27年 市民意識調査)

■交通事故、犯罪、火災の発生状況



(匝瑳警察署、消防年報)

施策の展開

3-4-1 防災対策の充実

災害の発生予防および被害軽減に向け、平時における予防活動と災害時における応急対策および迅速な復旧活動を可能にする体制の強化を図ります。特に、津波を想定した防災対策の推進を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
危機管理体制の強化	災害発生時に迅速かつ的確な判断および行動がとれるよう、庁内の危機管理体制の強化とマニュアルなどの整備とともに、より実効的な防災訓練を計画し、継続的な実施を図ります。	総務課
急傾斜地崩壊対策の充実	がけ崩れ災害から市民の生命を守るため、危険か所の点検および状況に応じた崩壊防止対策を推進します。	建設課
防災意識の高揚	多くの市民の参加が得られる防災訓練の内容などを検討するとともに、防災訓練などを通じて、市民の防災意識の高揚を図ります。	総務課
自主防災組織の活動支援と連携強化	自主防災活動を支える人材（防災士など）の育成や、自主防災組織と地域のさまざまな団体との連携を強化することにより地域防災力の強化を図ります。	総務課
避難所の機能強化	生活必需品の備蓄、衛生環境の整備など、避難所の機能強化を図ります。	総務課
防災行政無線の整備	災害時の情報を迅速かつ的確に伝えるため、戸別受信機の設置促進や保守について、広報紙やホームページなどを活用し推進します。	総務課
津波災害対策の強化	地域防災計画に基づき、津波避難タワーの設置など、防災施設の整備や防災意識の醸成、地域の防災力の向上を図るとともに、関係機関と連携し、総合的な津波対策を推進します。	総務課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
防災行政無線戸別受信機設置数	10,816台	12,000台

3-4-2 消防・救急体制の強化

火災発生防止のための啓発活動に努めるとともに、関係機関・団体などと連携しながら、消防施設・設備および救急救命対策の充実を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
消防設備などの充実	各種消防施設の整備と消防装備の配備を計画的に行います。	総務課
消防団および消防組合の活動支援	消防団協力事業所表示、必要な費用の負担など、消防団および消防組合の活動支援の充実に努めます。	総務課
防火意識の普及・啓発	消防組合との連携により、「住宅用火災警報器」の設置義務の周知をはじめ、市民の防火意識の普及・啓発に努めるとともに、イベント時での広報など、火災予防の普及・啓発に向けた取組みを促進します。	総務課
救急救命対策の充実	消防組合との連携により、応急手当の普及を図るとともに、AEDの設置を促進し、救命率の向上を図ります。	総務課
消防団員の確保対策	消防団員を確保するため、消防団員募集の広報・啓発の充実や、機能別消防団員制度などの検討を行います。	総務課

■数値目標

指標	現状	目標（4年後）
消防団員数	664人	
AED設置台数	95台	

3-4-3 防犯体制の強化

関係機関などと連携しながら、防犯活動の活性化および防犯設備の整備・維持管理を促進します。また、まちぐるみで地域を見守る体制づくりを推進し、意識の醸成を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
防犯に関する情報提供と意識の醸成	防犯対策の周知や犯罪に関する情報提供の充実、地域・学校での防犯教室の実施を推進し、防犯意識の醸成を図ります。	環境生活課 学校教育課

取組み	取組みの概要	主管課
まちぐるみ防犯活動の促進	警察署および防犯協会との連携強化を図るとともに、防犯活動を行う自主組織の育成支援に努め、まちぐるみでの防犯活動を促進します。	環境生活課
防犯設備の整備	夜間における犯罪、事故の発生を防ぐため、防犯灯などの防犯設備の整備および維持管理を推進します。	環境生活課
防犯まちづくり推進条例に基づく施策の推進	犯罪防止のため、自治体や関係機関、市民、事業者などの役割や責務を定めた「防犯まちづくり推進条例」に基づき、安全なまちづくりを推進します。	環境生活課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
防犯活動を行う自主組織数	18 団体	
犯罪発生件数（認知数）	286 件／年	

3-4-4 交通安全対策の充実

関係機関などと連携しながら、市民一人ひとりの交通安全意識の普及・啓発に努めます。また、誰もが安心して通行することのできる安全な道路環境づくりを推進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の開催	子どもや高齢者にわかりやすく、実際に役に立つ知識を吸収してもらうため、交通安全教室の内容などを工夫するとともに、教材などの充実を図り、交通安全意識の普及・啓発に努めます。	環境生活課
安全な道路環境の整備	歩道整備および道路拡幅を推進するとともに、交通安全施設の点検・整備など、通行しやすい道路環境の整備を推進します。	環境生活課 建設課
交通バリアフリー化の推進	公共交通機関の車両や施設、道路施設などのバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者などが安全に移動できる環境を整備します。	関係各課
通学路の安全確保	通学路にあたる道路の整備・拡幅を推進するとともに、地域住民による交通安全活動や街頭交通指導などの活動を促進し、登下校時の児童生徒の安全確保に努めます。	環境生活課 建設課 学校教育課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
交通事故発生件数	123 件／年	
子ども・高齢者を対象とした交通安全教室参加人数	3,537 人／年	3,700 人／年

基本目標 4 個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる (教育・交流分野)

施策 4-1 学校教育の充実

施策の方向性

他人を尊重し、認め合うとともに、進んで社会に貢献するなど、児童生徒が社会の責任ある一員として生きる自覚を促し、そのために必要となる資質を養うため、学校での教育活動全体をとおして心の教育を推進します。また、家庭や地域と連携し、協力して、児童生徒の健康の保持・増進に関する実践力の育成に努めるとともに、情報化・グローバル化および少子化の進展に対応した教育と一人ひとりの状況に応じたよりきめ細やかな指導および支援がなされる体制の強化を図ります。

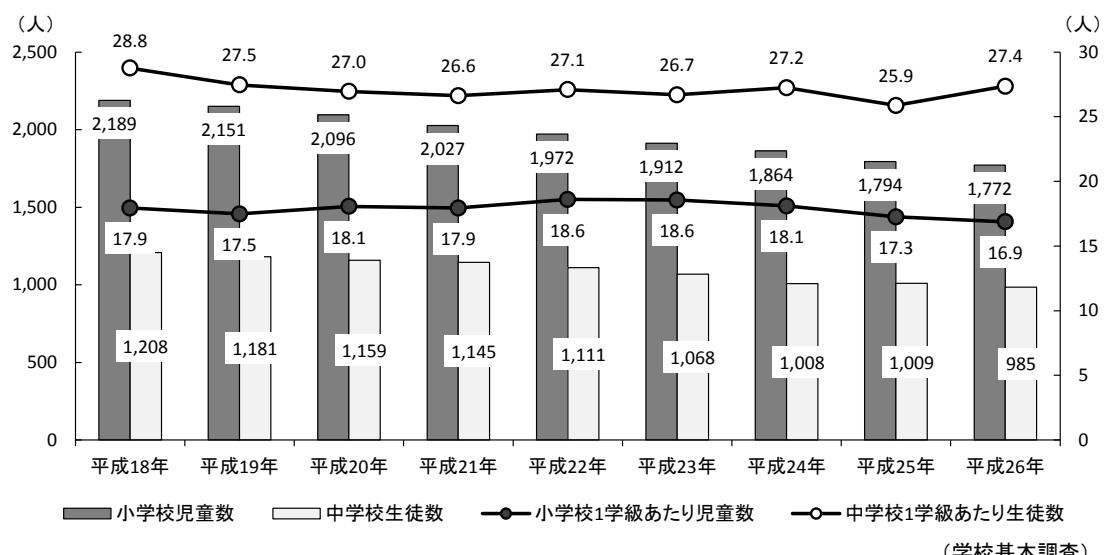
さらに、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって健康な体を育んでいくため、食育の推進を図り、単に「食」のみへの取り組みだけでなく、命の源である「食」を支える「農業」への理解を深める食農教育として位置づけ、その充実に努めます。

施策推進の背景と課題

近年の少子化の影響や近所付き合いの希薄化などにより、子どもたちの教育環境が大きく変化してきています。地域は、子どもたちが友達との遊びや世代の異なるさまざまな人のふれあいをとおして、自立心や自制心を培う場となり、学校教育が効果的に展開される基盤となります。地域との連携と協力を強化し、子どもたちが成長し、発達していく場となる地域の教育力の向上に努めます。

また、一日のうち多くの時間を過ごす学校施設と通学路においては、子どもたちの安全を確保するための体制づくりを強化していく必要があります。

■小学校・中学校の状況



施策の展開

4-1-1 生きる力をはぐくむ豊かな学校生活の充実

「生きる力」をはぐくむため、社会情勢に応じた教育の推進および教職員の資質の向上を図るとともに、充実した学習環境の中で、地域特性を生かした特色ある教育を進めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
確かな学力の養成	学力調査などにより児童生徒の学力を把握し、状況に応じた学習内容の工夫・検討を図るとともに、各校の効果的な取組みを市内の全校で共有できる仕組みを構築し、また、家庭学習の定着を支援します。	学校教育課
豊かで健やかな心身の育成	体育大会や学校保健・体育活動、さまざまな体験や道徳教育、読書活動などを通じて、児童生徒の健康の保持・増進と豊かな心の育成を図ります。	学校教育課
情報化に対応した教育の充実	情報機器を整備し、情報処理能力の向上を図るとともに、情報モラル教育を推進することで、情報化に対応した教育の充実を図ります。	学校教育課
グローバル化に対応した教育の充実	各中学校に外国人のALT（外国语指導助手）を配置し、英語科の授業で活用するとともに、小学校の外国语活動においてJTE（日本人の英語指導助手）を配置し、英語教育の推進を図ります。	学校教育課
学校における食育の推進	学校給食センターの見学や栄養士・調理員による給食時間の講話など、食に関する学習を推進し、家庭教育学級による親子料理教室などを通じて、食育に対する意識の醸成に努めます。	学校教育課 生涯学習課
食農教育の推進	食育の推進にあたっては、単に「食」のみへの取組みだけでなく、命の源である「食」を支える「農業」への理解を深める食農教育として位置づけ、その充実に努めます。	学校教育課 産業振興課
特色ある教育の推進	各教科や総合的な学習の時間などを通して、郷土の歴史や産業、伝統文化、環境保全などを学習し、特色ある教育の推進を図ります。	学校教育課
キャリア教育の推進	市内事業所の協力を得ながら、社会体験機会の充実を図り、中学生のキャリア教育を推進します。	学校教育課
少子化に対応した活力ある学校づくり	児童生徒の減少により複式学級が複数発生した学校については、他の学校との学校統合を検討します。	学校教育課

取組み	取組みの概要	主管課
学校施設・設備の整備	安全・安心な学校生活環境を確保するため、学校施設・設備の計画的な整備を推進します。	学校教育課
教職員の資質向上	地域に関連した内容を取り入れるなど研修内容の充実を図り、教職員の資質向上に努めます。	学校教育課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
外国語指導助手配置人数	3人	3人
社会体験学習参加率	97.9%	100%
特色ある教育を実施している小中学校数	14校	14校

4-1-2 きめ細かな指導体制と相談支援の充実

一人ひとりの個性や能力、状況などに応じた指導ができる体制の充実を図るとともに、悩みや不安などを気軽に相談できる体制づくりを推進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
補助教員の配置	きめ細かな指導を行うため、支援が必要であると認められる学校、学級に補助教員を配置します。	学校教育課
サタデースクールの充実	基礎的・基本的学力の定着を図るため、学校施設を利用したサタデースクールの充実を図るとともに、参加促進に努め、特別な支援を要する児童への対応力強化に努めます。	学校教育課
ライフサポートファイルの活用	特別な支援や配慮が必要な児童生徒の一貫した相談指導を行うためのライフサポートファイルを児童生徒の保護者などに紹介し、活用の促進を図ります。	学校教育課 福祉課
専門家による相談支援の充実	いじめや不登校などに悩む児童生徒や保護者に対し、スクールカウンセラーや相談員など専門家による相談・指導などの支援の充実を図ります。	学校教育課
就学援助の実施	経済的に就学困難な児童生徒の保護者に対し、学校生活で必要な費用などの援助を行います。	学校教育課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
補助教員配置人数	24人	25人
サタデースクール参加者数	86人／年	100人／年
スクールカウンセラー配置数（毎週配置）	5人	5人

4-1-3 家庭・地域との連携強化

地域に開かれた学校をめざし、地域の人材や意見を積極的に学校教育の場に活用していくとともに、PTA活動の活性化を図り、家庭との連携体制の強化に努めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
地域人材の活用	優れた知識や技術を有する地域の人材を、積極的に学校教育に活用するとともに、高齢者の生きがい対策としても推進します。	学校教育課
学校資源の地域活動への活用	地域活動などに対し、学校体育施設の開放や教職員の派遣などを積極的に推進するとともに、学校体育施設開放の事務手続きの簡略化を図ります。	学校教育課 生涯学習課
学校開放の推進	地域と学校の結びつきを強めるため、学校行事に地域住民が参加できるよう工夫し、地域活動団体と連携した学校行事の展開を検討します。	学校教育課
学校支援ボランティアの充実	多くの市民の目で、子どもたちを守り育てていくために、学校支援ボランティアの充実を図ります。	学校教育課
PTA活動の活性化	PTA会員の交流や活動事例の紹介などの他、補助金や活動場所の提供などを通して、PTAの自主的な活動の活性化を図ります。	生涯学習課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
特別非常勤講師活用配置事業（地域人材活用）実施校数	10校	14校
学校支援ボランティア数	357人	360人
学校と家庭・地域との連携がなされていると思う市民の割合	62.4%	70.0%

4-1-4 学校内外の安全の確保

地域や家庭、関係機関などと連携しながら、子どもの安全を確保するための体制強化を図るとともに、学校施設の耐震化を推進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
学校内での犯罪・事故防止対策の推進	学校内の犯罪や事故の防止を図るため、より実践的な防犯・事故防止マニュアルの策定・活用を推進します。また、応急手当の裾野を広げるため、教育現場におけるAEDを活用した救命救急講習の実施を図ります。	学校教育課
災害時の安全確保	保護者や地域住民と連携しながら、地域の環境に合った防災訓練・避難訓練を実施するとともに、防災に関する知識の普及や災害時のための準備などをを行い、災害時の児童生徒の安全確保および連絡体制整備を図ります。	学校教育課
登下校時の安全確保	関係機関と連携しながら、見守り活動や不審者情報の提供などを推進し、また、メール配信を通して、登下校時の児童生徒の安全確保に努めるとともに、連絡体制の整備を図ります。	学校教育課
「こども110番の家」の強化	各地区に設置されている「こども110番の家」の周知を図るとともに、子どもと協力者の顔合わせの機会を設けるなど、より深い連携構築を図ります。	学校教育課
学校施設耐震化の推進	学校施設の耐震化工事を推進し、地震発生時の児童生徒の安全確保に努めるとともに、安全な避難所の確保を図ります。	学校教育課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
子どもたちにとって安心して学ぶことができる場となっていると思う市民の割合	78.0%	85.0%
小中学校施設耐震化率（棟数率）	91.1%	100.0%

施策 4-2 生涯学習・生涯スポーツの推進

施策の方向性

市民のニーズを踏まえた各種の講座・教室の充実、既存施設の有効活用、学校施設の開放により、誰もが生涯を通じて、心身ともに健康で充実した心豊かな生活を送ることができるよう、あらゆる機会に、あらゆる場所において、個人の要望と社会の要請に対応した学習活動と、その成果を適切に活かすことのできる環境を整備します。

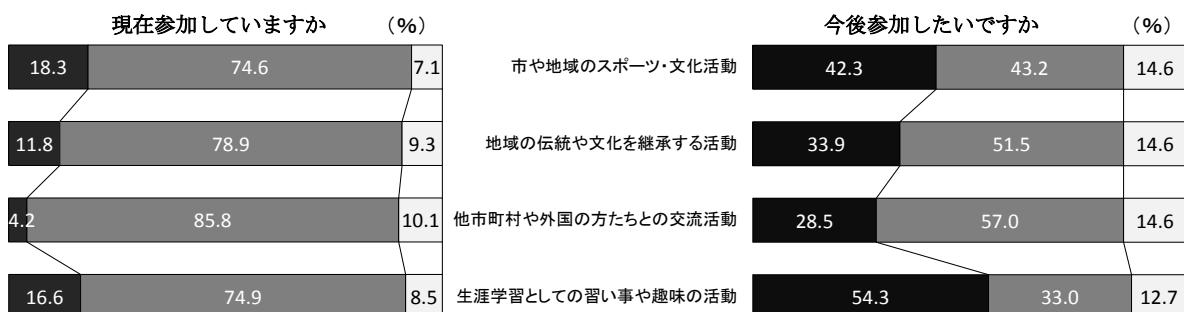
また、リーダーや組織・団体の育成などに努め、市民が主体的に活動する生涯学習・生涯スポーツ社会の構築を促進します。

施策推進の背景と課題

市民意識調査によると、現在、生涯学習としての習い事や趣味の活動に参加している人の割合は2割以下となっていますが、今後、参加したいと思っている人は過半数以上となり、ニーズは高く、受け皿の整備が必要とみられます。

生涯学習や生涯スポーツを通じた交流は、一人ひとりの生きがいづくりだけではなく、地域コミュニティの育成にもつながることから、生涯学習・生涯スポーツ意欲を実践に移すことができるよう、多様化するニーズに応じた魅力ある機会の提供や活動拠点となる施設の整備、活動を支える人材の確保が必要です。

■余暇活動への参加状況および参加意向



■はい □いいえ □無回答

(平成27年 市民意識調査)

施策の展開

4-2-1 生涯学習・生涯スポーツ機会の充実

多様化するニーズに応じた学習・スポーツ活動の機会の充実を図るとともに、活動団体に対する支援の充実を図り、市民の自主的な活動の活性化を促進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
各種講座・教室の充実	市民の学習ニーズを把握しながら公民館の各種講座・教室や出前講座の充実に努めるとともに、参加者の多い女性高齢者のみならず、幅広い市民が参加しやすい講座・教室の開催に努めます。	生涯学習課
スポーツ大会・教室と生涯スポーツの充実	各種スポーツ大会や体験活動などの各種イベントやスポーツ教室の充実と参加促進を図るとともに、「市民一人1スポーツ」をめざし、いつでも誰でも気軽に参加できる生涯スポーツの促進を図ります。	生涯学習課
活動成果を発表する場の充実	生涯学習・スポーツへの意欲の醸成を図るため、活動の成果を発表する場の充実に努めます。	生涯学習課
自主的な活動の促進	市民の自主的な活動を促進するため、サークル活動に対し支援するとともに、さまざまな情報提供や活動の場の充実、活動紹介などを行います。	生涯学習課
総合型地域スポーツクラブの運営支援	新たな総合型地域スポーツクラブの設立を視野に入れながら、関係団体などと連携して、既存クラブの運営支援および活性化を図ります。	生涯学習課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
スポーツ教室への参加者数	491人／年	700人／年
公民館講座開催回数・参加者数	287回／年・ 3,754人／年	300回／年・ 3,800人／年
総合型地域スポーツクラブ会員数	239人	300人

4-2-2 生涯学習・生涯スポーツ環境の整備

施設の整備および有効活用を図ることで、生涯学習および生涯スポーツ、レクリエーションの活動拠点を確保し、気軽に楽しむことのできる環境づくりに努めるとともに、予約システムの整備を進め、利用促進に努めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
スポーツ・レクリエーション施設の整備と活用	スポーツ・レクリエーション施設の安全かつ快適な利用に向けた維持管理、およびテニスコートをはじめとしたスポーツ施設の新規設置など、計画的な設備の更新や機能強化を推進します。	生涯学習課
図書館の充実	市民のニーズに応じた図書館の蔵書の充実および機能強化を図り、読書の普及促進に努めます。また、のさか図書館の市民などへの周知をより一層進めます。	生涯学習課
予約システムの整備と利用促進	インターネット環境を活用し、各施設の利用や図書の予約を容易にするシステムの整備・充実および周知を図り、利用促進に努めます。	生涯学習課
地域資源を生かした健康づくり環境の整備	地域の自然や歴史遺産を楽しみながら歩くことのできるウォーキングコースの設定など、手軽に健康づくりができる環境を整備します。	生涯学習課
指導者の発掘・育成	指導者の資質向上のため、関係団体と連携しながら研修会や講習会を実施し、参加を促進します。	生涯学習課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
図書館利用者数・貸出し冊数	60,479人／年・ 324,625冊／年	62,500人／年・ 340,000冊／年

4-2-3 青少年の健全育成

青少年の健全育成に携わる活動組織の自主的な活動を支援するとともに、多様な主体が連携し、あらゆる場面や機会を通じて青少年を見守る体制づくりに努めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
青少年団体活動の活性化	青少年活動を行う団体などに対する活動支援の充実と団体相互の連携を促進します。	生涯学習課
スポーツ・体験活動の推進と参加促進	「カローリング」などのニュースポーツ教室や自然観察会、親子料理教室などを引き続き行うとともに、通学合宿事業の拡充を図り、活動への参加を呼びかけ、子どもたちの健全育成を図ります。	生涯学習課

取組み	取組みの概要	主管課
情報モラル教育の推進	インターネットや電子メールの利用における情報モラル教育を図るため、小学生から計画的な情報モラル教育を行います。	学校教育課
家庭の教育力の向上	家庭の教育力の向上を図るため、幼稚園や小中学校において家庭教育学級を開設し、参加を促進します。	生涯学習課
見守り指導体制の強化	P T Aや青少年相談員、地区社会福祉協議会などと連携しながら、地域全体で青少年を見守り、指導していく体制を強化します。	生涯学習課 学校教育課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
青少年体験活動参加者数	1,298人／年	1,340人／年
家庭教育学級一人あたりの参加数	2.29回／年	3回／年

施策 4-3 地域文化の振興

施策の方向性

地域に根ざした市民文化がいきいきと花開き、誰もが文化・芸術を身近で味わい、豊かでうるおいのあるくらしを実感するため、各種団体による自主的な芸術文化活動への支援や、優れた芸術文化および本市の文化財に接する機会の提供を図ります。

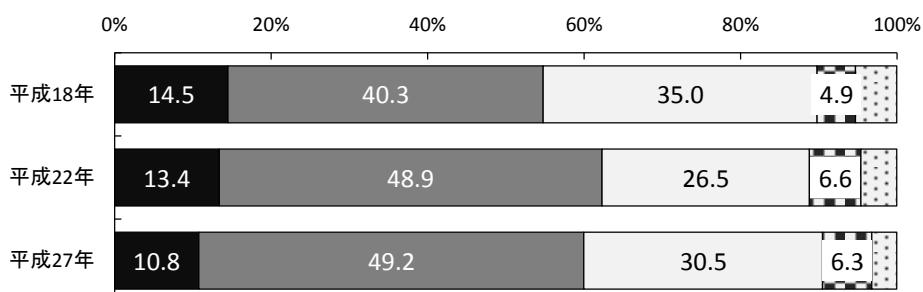
また、地域の歴史と風土に根ざした文化資源を地域文化の振興に活用しつつ後世に伝えていくため、各種団体と連携しながら有形・無形の貴重な歴史文化遺産の保護に努めます。

施策推進の背景と課題

近年では、自然環境や文化財への価値が見直され、地域資源や貴重な観光資源として、また地域の誇りとして再認識されてきています。本市には歴史的建造物や地域に根ざした祭りなど、数多くの有形・無形の文化財が存在し、市民の誇りとなっており、市民意識調査でも平成 18 年以降、一貫して地域の伝統や文化に対する愛着を感じる人の割合が過半数を超えています。

本市の貴重な文化財や地域に根付いた身近な伝統文化を大切にし、後世に伝えていくための意識の醸成および保存活動の促進を図るとともに、地域に愛着を感じることができるよう、その価値を広く PR していく必要があります。

■地域の伝統や文化に愛着を感じているか



■とても感じている ■ある程度感じている □あまり感じていない ■まったく感じていない □無回答

(平成 18 年、平成 22 年、平成 27 年 市民意識調査)

施策の展開

4-3-1 芸術文化とふれあう機会の充実

市民の自主的な活動に対する支援の充実を図るとともに、優れた芸術・文化に触れる機会の充実および参加促進を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
芸術文化活動団体の活動支援	芸術文化活動団体の活動の活性化に向け、団体相互の連携促進および活動支援を図ります。	生涯学習課
活動成果の発表の場の充実	市民の芸術文化活動の成果を発表する場を充実させ、活動意欲の醸成と相互の交流を促進します。	生涯学習課
芸術文化を鑑賞する機会の充実	芸術文化イベントを開催し、市民が優れた芸術文化を鑑賞することのできる機会の充実に努めます。	生涯学習課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
文化団体数	61 団体	64 団体
文化祭来場者数	2,000 人／年	2,365 人／年

4-3-2 歴史的建造物・文化財の保全とPR

有形・無形の文化財に対する意識の醸成を図り、地域の財産としてその保全とPRに努めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
歴史文化財を活用したイベントの充実	地域の歴史や文化財に対する意識の醸成を図るため、歴史的建造物などを活用した文化イベントの開催や歴史・文化に触ることのできる機会を提供します。	生涯学習課
文化財の保全・PR	指定文化財の保存・修理および本市にある文化財指定外の貴重な歴史文化遺産の発掘に努め、その保全に努めるとともに、文化財資源の情報を市内外に発信します。	生涯学習課
文化財ガイドボランティアの育成・活用	地域の文化財を紹介するガイドボランティアを育成し、積極的に活用していくことで、本市の文化財の価値に対する認識を広めます。	生涯学習課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
文化財指定（登録）数	80件	81件
文化財ガイドボランティア登録者数	4人	5人

4-3-3 伝統文化の継承促進

古くから伝えられる地域に根付いた文化の継承を促進するため、後継者の育成に努めるとともに、その価値を評価し、市内外に周知していきます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
活動の活性化と後継者の育成	伝統文化の継承・保存活動に対する支援を行い、活動の活性化を図るとともに、高齢化している担い手の後継者の育成を図ります。	生涯学習課
伝統文化に対する意識の高揚	多くの市民が伝統文化に触れる事のできる場を充実させ、伝統文化に対する意識の高揚を図ります。	生涯学習課
伝統文化のPRの推進	観光分野と連携しながら、木積の「ふじ祭り」や「簾づくり」など、本市の伝統文化のPRを推進し、その価値を市内外に広めます。	生涯学習課 産業振興課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
伝統文化保存団体数	13団体	14団体

施策 4-4 コミュニティの育成と交流活動の促進

施策の方向性

地域の連帯感のさらなる醸成と地域づくり活動の活性化を図るため、コミュニティ施設の整備や各種事業の支援、組織の育成などを実施することにより、自主的なコミュニティ活動を促進し、市民の地域活動への参加促進を図ります。

また、国際交流事業の活性化により、国際性豊かな人づくりを促進するとともに、地域の特性を生かしながら多彩な地域間交流を推進します。

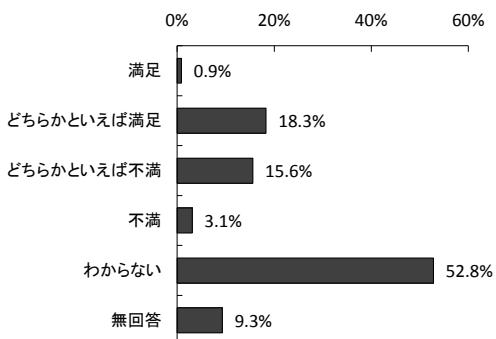
施策推進の背景と課題

本市は、もともと地域の連帯感が強い地域ですが、最近では価値観やライフスタイルの多様化により、近隣関係の希薄化も進んでおり、拠点施設を有効活用しながら自主的な活動に対する支援とともに活動を牽引するリーダーを育成し、コミュニティ活動の活性化を図っていくことが必要です。

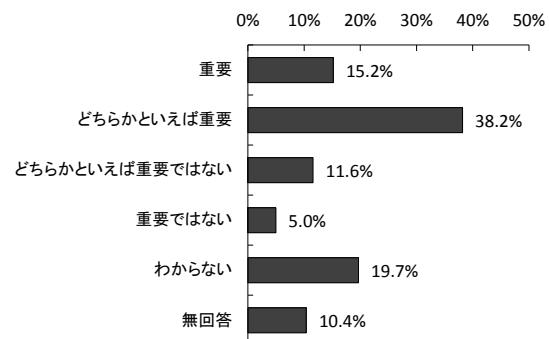
また、本市では、地域団体や民間レベルでの地域間交流は活発に行われているものの、姉妹都市や防災協定の締結といった自治体間での交流は少なく、多様な地域とのさらなる交流を進めるためにも、市政レベルでの交流促進を図っていく必要があります。

■コミュニティの育成と交流活動の促進

【満足度】



【重要度】



(平成 27 年 市民意識調査)

施策の展開

4-4-1 地域づくり活動の活性化支援

自主的な地域活動が活発に行われるための環境づくりに努めるとともに、市民が気軽に参加できるための情報提供および機会の創出を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
“散歩のまちづくり”の推進	地域の自然や文化財などとふれ合う“散歩のまち匝瑳”を推進し、具体的なコース提案や調整を進め、自主的な地域づくりの活性化を図ります。	産業振興課
地域活動団体の活動支援	地域づくり活動の活性化を図るため、地域振興協議会など、地域活動団体の活動に対する助成を行うとともに、活動を牽引するリーダーの養成を支援します。	環境生活課
団体同士の連携促進	地域活動団体の活動に関する情報提供や団体同士の交流機会の創出を図り、連携した地域づくり活動の活性化を図ります。	環境生活課
地域活動への参加促進	市民が地域活動に気軽に参加できるよう、世代間交流や地域間交流の機会を充実させ、地域活動やイベントなどに関する情報提供を充実させます。	環境生活課

■数値目標

指標	現状	目標（4年後）
地域づくり活動へ参加している市民の割合	29.9%	35.0%

4-4-2 コミュニティ施設の整備・活用

老朽化が進むコミュニティ施設の改修・整備を促進するとともに、コミュニティ活動の拠点となる施設の有効活用を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
市民ふれあいセンターの充実	コミュニティの拠点としての機能を持つ市民ふれあいセンターの施設・設備の充実や計画的な改修を進めていきます。	福祉課
地区コミュニティセンターの活用	市内9地区に整備されている地区コミュニティセンターの有効活用および適正な管理を推進します。	環境生活課

取組み	取組みの概要	主管課
集会施設の改修支援	自治会が設置する各地区の集会施設について、老朽化に伴う改修を支援します。	環境生活課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
地区コミュニティセンター利用者数	18,379人／年	18,500人／年

4-4-3 國際交流・地域間交流の促進

国際交流活動団体の活動の活性化を図るとともに、各種団体が行う交流活動を支援します。また、外国人や都市住民が滞在しやすい環境づくりに努めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
国際交流活動団体の活動支援	語学教室や在住外国人との交流活動を推進する国際交流活動団体の活動に対する支援を行うとともに、新しい交流イベントを実施するなど国際交流のさらなる充実を図ります。	企画課
自治体間交流の促進	気候風土や地域性の異なる国内外の自治体などの交流を推進し、さまざまなイベントや体験活動などを通じた市民同士の交流促進を図ります。	企画課
受入体制の整備	外国語での情報発信や外国人や都市住民を対象とした交流イベントの実施など、外国人や都市住民が立ち寄りやすい受入体制の整備について検討・推進していきます。	企画課 産業振興課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
他市町村や外国の方たちと交流活動をしている市民の割合	4.2%	5.0%
国際交流協会行事参加者数	257人／年	300人／年

施策 4-5 男女共同参画の促進

施策の方向性

男女共同参画を推進するため、家庭、学校、地域などあらゆる場において、男女平等意識の普及・定着化を図り、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会の実現を推進します。

特に、性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女がともに、自らの選択によりその責任を果たしていくように、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

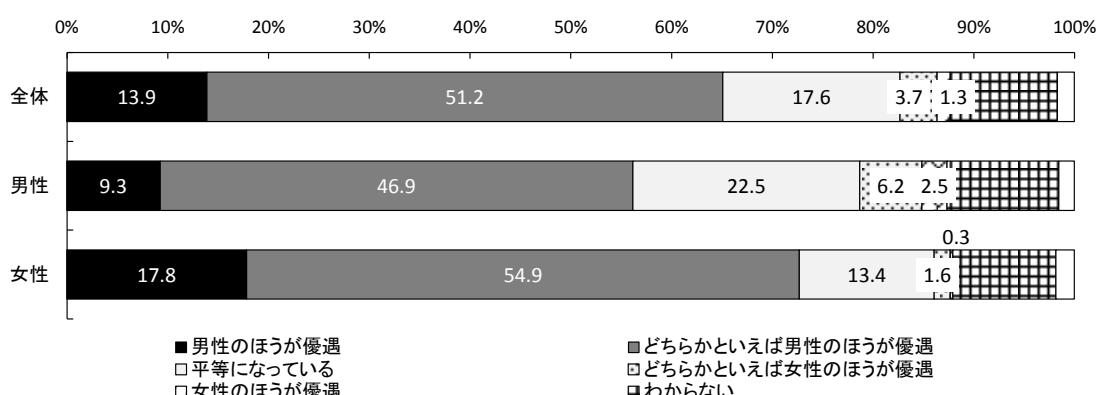
また、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を創り上げることは、男女共同参画の視点だけでなく少子化対策からも重要です。仕事と家庭生活や地域活動を含む社会生活を男女がともに営み、対等に分かれ合うため、仕事と生活の両立に向けた支援を推進します。

施策推進の背景と課題

男女共同参画に対する理解やその重要性に対する認識は高まってきているものの、性別による固定的な役割分担や偏見、社会通念や慣習などはいまだ根強く残っています。

男性も女性もお互いに人権を尊重しつつ責任を分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現には、男女共同参画意識の醸成に加えて、市民や地域活動団体、事業者などの主体的な行動を促す環境づくりと具体的な支援を推進していく必要があります。

■社会全体における男女平等に関する意識



(平成 26 年 男女共同参画に関する市民意識調査)

施策の展開

4-5-1 男女共同参画意識の醸成と推進体制の構築

男女共同参画に関する学習機会の充実や意識啓発を推進し、地域における男女共同参画を推進するための体制の構築を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
男女共同参画意識の把握と向上	男女共同参画に関する市民意識の把握に努めるとともに、実情に応じた生涯学習や講演会などを開催し、男女共同参画意識の向上に努めます。	企画課
固定的性別役割分担などの是正に関する意識啓発	固定的な性別役割分担意識や男女差別の是正に関する意識啓発や学習機会の充実を図ります。	企画課
制度や慣行における配慮と見直し	男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる制度や慣行などについて、必要に応じた見直しに努めます。	企画課
男女共同参画推進体制の構築	庁内外に男女共同参画を推進する組織を立ち上げ、関係機関と連携しながら地域における男女共同参画施策の推進を図ります。	企画課

■数値目標

指標	現状	目標（4年後）
社会全体において男女が平等になっていると思う市民の割合	17.5%	25.0%

4-5-2 誰もが能力を発揮できる地域社会づくりの推進

関係機関との連携を強化し、家庭や地域、職場などにおいて、性別にかかわらず、個人が持つ能力を十分に発揮することができる地域社会づくりを促進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
方針決定過程への女性参画の拡大	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進し、あらゆる場面の意思決定の場において男女の均等な参画を促進します。	企画課
家庭や地域、職場における男女共同参画の促進	家庭や地域活動、職場などにおいて、男女がともに能力を発揮し、責任を果たしていくことができる環境整備を促進します。	企画課

取組み	取組みの概要	主管課
就労の再チャレンジ支援の推進	県など関係機関と連携し、育児や介護などにより一旦離職した女性が、希望に沿った再就職・起業などが実現できる再チャレンジ支援を推進します。	産業振興課 企画課
ワーク・ライフ・バランスの推進	性別にかかわらず、仕事、家庭、地域活動などにおいて調和のとれた活動ができるよう、商工会と連携し、多様な働き方ができる就労環境の整備や働き方の見直しの推進を図ります。	産業振興課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
審議会・委員会の女性委員比率	24.7%	30.0%

4-5-3 人権侵害の防止と女性の健康支援

男女間のあらゆる暴力の根絶と人権侵害の防止に向けた取組みを推進するとともに、生涯にわたる女性の健康支援を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
配偶者などからの暴力の根絶と被害者の保護	人権侵害や暴力を未然に防止するための情報提供を充実させるとともに、関係機関などと連携しながら相談窓口および保護体制の充実を図ります。	福祉課 秘書課
生涯を通じた女性の健康支援の推進	生涯を通じた女性の健康支援を図るため、発達段階に応じた性教育を推進するとともに、妊娠・出産をはじめ生涯を通じた女性の健康支援を推進します。	健康管理課

基本目標 5 市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる (住民協働・行財政分野)

施策 5-1 まちづくり情報共有の推進

施策の方向性

行政サービスの質を向上させるためには、さまざまな情報の中から市民ニーズを的確に把握し、迅速にサービスに反映することや、市民からの提案を政策や施策に反映するための仕組みをつくり、市民が市政に参加する機会を充実させる必要があります。

そのためには、多様な手段により行政の有する情報を積極的に公開・発信するとともに、市民の意見を聞く機会の充実を図り、市政の方向性や地域課題を市全体で共有していくことが求められ、市民・地域・行政がそれぞれの役割と責任を認識しながら主体的に実践する地域づくりを進めます。

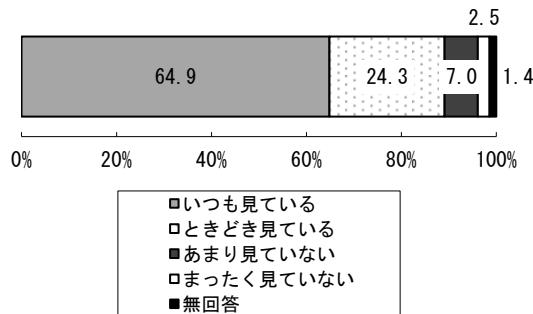
また、地域で活動するさまざまな組織との連携を図り、市民や団体、企業などが積極的にまちづくり活動に参加していく環境づくりを進めます。

施策推進の背景と課題

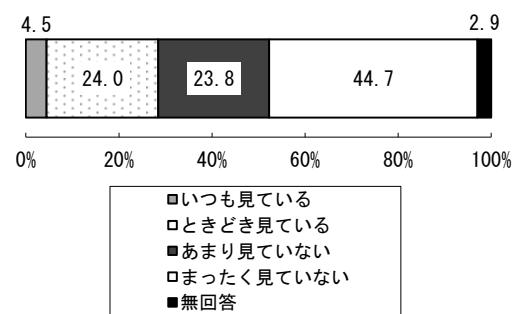
広報そうさを見ている人は9割近くいるのに対し、市のホームページを見ている人は3割以下にとどまっています。

即時性や情報提供能力の高い市ホームページの閲覧率を高め、情報共有の有効なツールとして活用していくことが必要です。

■市の広報紙（広報そうさ）を見たことあるか。



■市のホームページを見たことあるか。



(平成 27 年 市民意識調査)

施策の展開

5-1-1 市民に役立つ情報提供の推進

まちづくりに関する情報をわかりやすく提供していくとともに、迅速かつ適正な情報公開を進め、透明性の高い市政運営に努めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
わかりやすい行政情報の提供	市の現状や取組状況などの行政情報について、引き続き広報紙や市ホームページ、出前講座などでわかりやすく情報提供していきます。	秘書課 生涯学習課
市政に関する意見交換の場の充実	まちづくり座談会などまちづくりに参加する機会の周知を図り、市民と行政が意見交換することができる場を充実します。	秘書課
政策決定過程の公開	審議会における審議結果など、政策決定過程を市ホームページに公表します。	総務課
情報公開制度の活用促進	迅速かつ適正な情報公開を推進するとともに、情報公開制度の目的や趣旨、方法などを周知し、制度の有効活用を促進します。	総務課
財政情報の共有と透明性の確保	市ホームページや広報紙などに市の財政状況をわかりやすく掲載し、市民との情報共有および財政運営の透明性の確保を図ります。	財政課
情報提供するための工夫	市民が市政情報を積極的に取得することができるよう、情報提供の工夫に努めます。また、市長への手紙やまちづくりご意見箱などの広聴制度の取組みと併せて、問い合わせに対する情報提供に努めます。	秘書課

■数値目標

指 標	現状	目標（4年後）
市ホームページ閲覧数	907,850回／年	
会議結果を公開している審議会などの数	42組織	45組織

5-1-2 市民と行政との協働によるまちづくりの推進

本市がめざす協働の方向性を明らかにするとともに、行政課題の共有およびまちづくりを担う人材や組織の育成を図りながら、多様な協働のかたちによるまちづくりを推進します。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
市民協働の推進	市民協働指針および条例に基づき、協働のまちづくりの趣旨や目的、市民・市民活動団体・行政などの役割といった考え方の情報共有を推進するとともに、府内体制の強化を図り、地域の活性化や課題の解決へ向けた市民提案型事業に対する助成制度の創設を図ります。	企画課 総務課 環境生活課
地域活動組織・リーダーの育成	地域活動を担うNPO法人や各種団体、活動を牽引するリーダーの育成を図ります。	環境生活課
計画段階からの市民参画の推進	公募などによる市民参加やパブリックコメントの実施などにより計画段階からの市民参画を推進します。	総務課
市職員の地域活動への参加促進	市職員が地域住民の一人として積極的に地域活動に参加し、地域ニーズの把握と協働に向けた連携体制の強化を図ります。	企画課 総務課

■数値目標

指標	現状	目標（4年後）
地域振興活動へ参加している市民の割合	1.4%	5.0%
パブリックコメント実施回数・提出意見数	5回／年・ 3件／年	5回／年・ 15件／年

5-1-3 議会の活性化

開かれた議会活動の推進と議員活動の活性化を図るため、議会内容を広く市民に伝え、積極的な情報提供に努めるとともに、議員の活動基盤の充実を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
開かれた議会の推進	議会の内容を広く市民に伝えるため、議会だよりやインターネット中継などの情報発信を充実させ、開かれた議会を推進します。	議会事務局
調査・研究活動に対する支援	議員活動の充実を図るため、透明性を確保しながら、市政に関する調査・研究活動に対する支援を行います。	議会事務局

■数値目標

指標	現状	目標（4年後）
会議傍聴人数	101人／年	110人／年

施策 5-2 行財政運営の効率化・高度化

施策の方向性

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、市民ニーズの一層の多様化など、行政を取り巻く社会経済環境の変化に伴い、行政課題がますます増加、多様化しています。

このような中で新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行財政運営を図るため行財政改革に取り組み、真に必要な公共サービスを効果的かつ効率的に行う行財政運営の構築を図ります。

また、情報通信技術を最大限に活用した電子自治体を推進し、さまざまな分野での市民サービス向上に取り組みます。

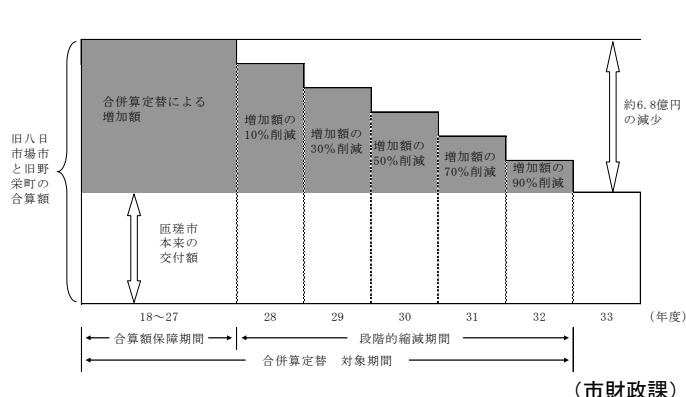
さらに、「匝瑳市人口ビジョン」および「匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生に向けた取組みの集中的推進を図ります。

施策推進の背景と課題

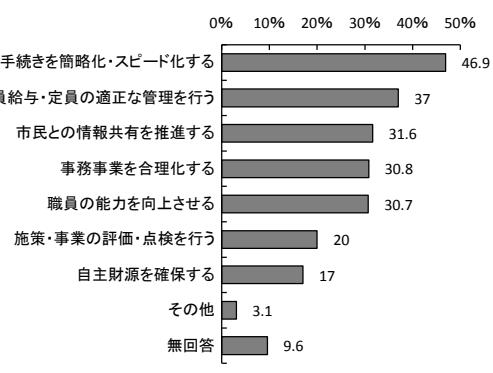
本市ではこれまで、組織機構や事務事業の見直しなどに努めており、一定の成果をあげているものの、将来的には財源が不足することが見込まれています。特に、平成28年度以降、合併算定替が段階的に縮減され、平成32年度には終了することから地方交付税が大幅に減少することが見込まれており、財政運営の効率化を図り、持続可能な財政基盤づくりを推進していくかなければなりません。これまで試行してきた「行政評価」の確立とさらなる活用を図るとともに、職員の資質向上を図るための取組みの一層の推進により、効率的かつ効果的な行財政運営を図っていく必要があります。

また、市民意識調査の結果を見ると、市の行財政改革の取組みの中で、「事務手続きを簡略化・スピード化する」が最も重要視されています。

■合併算定替による地方交付税の推移



■市の行財政改革の取組みで重要なこと



施策の展開

5-2-1 峰入確保対策の推進

税をはじめとする自主財源の増加や市有財産の有効活用などに向けた取組みを推進し、財政基盤の強化のための峰入確保に努めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
地域産業の振興による税収増	企業誘致条例のPRに努め、企業誘致や市内事業者の業績向上などを支援し、税収の増加を図ります。	税務課 産業振興課
自主財源の確保	税や使用料などの収納率の向上や受益者負担の適正化、ふるさと納税の推進、有料広告収入などにより、財源の確保に努めます。	財政課 税務課 企画課 関係各課

5-2-2 事務事業の合理化・効率化と経費節減

行政評価システムを確立し、事務事業の見直しを推進するとともに、経費の節減を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
財政健全化計画に基づく財政運営の健全化	第3次行政改革大綱との調整を図りながら、財政健全化計画の策定・推進による財政運営の健全化および経費の節減を図ります。	財政課
事務事業見直しの推進	行政の役割や公平性の確保、効率的な実施などについて多角的な視点により評価しながら、事務事業の見直しや整理・合理化を推進します。	総務課 企画課
行政評価システムの構築	行政評価システムを構築し、PDCAマネジメントサイクルによって、施策の立案や事務の見直しなど、行政運営の改善を図ります。	企画課

■数値目標

指標	現状	目標（4年後）
行政評価システムの構築	未構築	構築

5-2-3 効率的かつ柔軟な運営体制の構築

市民ニーズや特定の行政課題に柔軟に対応できる運営体制を構築するとともに、民間事業者を活用しながら、効率的かつ質の高いサービスの提供に努めます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
組織機構の見直しと適正配置	市民ニーズや国の制度改革に柔軟に対応でき、かつ効率的な行政運営に向け、組織機構の見直しありび職員の適正配置を図ります。	総務課
組織横断的なプロジェクトチームの編成	特定の行政課題に柔軟に対応できるよう、組織横断的なプロジェクトチームの編成を推進します。	総務課
指定管理者制度の活用	公共施設の運営において、指定管理者制度を活用し、効率的かつ質の高い公共サービスの提供に努めます。	総務課
民間委託などの推進	公共サービスの向上や業務の効率化を図るために、民間委託などを効果的に推進するとともに、包括的業務委託の導入を検討します。	総務課

5-2-4 職員の資質向上の推進

職員研修の充実を図るとともに、能力を最大限発揮することのできる職場環境を整備することにより、質の高い業務の遂行を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
職員研修の充実と自己啓発の促進	職員の政策形成能力および業務遂行能力の向上を図るため、職員研修を充実させるとともに、自己啓発に向けた自主的な取組みを促進します。	総務課
意欲と能力を引き出す仕組みの構築	職員の意欲と能力を引き出す仕組みとして、職員提案制度などを推進します。	総務課
複線型人事管理の推進	人事異動などを通じて幅広い職務分野を担う人材を育成するとともに、特定の職務分野に精通した職員を計画的に育成する複線型の人事管理を推進します。	総務課

5-2-5 電子自治体の推進

情報セキュリティの確保に十分留意しながら、情報通信技術を活用した電子自治体の構築を推進することにより、業務の効率化および市民サービスの向上を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
業務システムの標準化・共同化の推進	自治体クラウドの導入、システムの標準化・共同化を推進し、業務の効率化と運営経費の軽減、情報の共有化を図ります。	企画課
情報セキュリティ対策の強化	情報セキュリティポリシーに基づき、情報管理に対する知識の習得と意識向上を図ります。	企画課
I C T 部門の業務継続計画の策定	災害発生時などの応急業務の円滑な遂行を確保するため、市民に対する適切かつ迅速な情報提供を行うことを目的として、I C T部門の業務継続計画を策定します。	企画課

5-2-6 地方創生の推進

人口減少の抑制に向け、本市独自の特徴を活かした自律的で持続的な社会をかたちづくるため、人口ビジョンなど長期的視点に基づき、充実した子育て環境や雇用環境など、「選ばれるまち」として、魅力あふれる地域社会を築いていきます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
匝瑳市総合戦略に基づく施策の推進	人口減少を克服するため、匝瑳市総合戦略に基づき、地方創生に向けた取組みの推進を図ります。	企画課 関係各課
人口減少対策および定住の促進	男女の出会いの場の提供や、新築または中古住宅を取得した転入者に奨励金を交付するなど、人口減少の抑制と定住の促進を図ります。	企画課

施策 5-3 広域行政の推進

施策の方向性

日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴うさまざまな行政需要や課題に対し、近隣自治体および国・県と連携しながら、効率的な事務事業の執行に努めます。

施策推進の背景と課題

市民の日常生活圏が行政区画を越えて拡大し、また、行政需要の多様化・高度化により市単独での解決が困難な課題が増えるなど、広域の連携による対応や課題解決の必要性が高まってきています。

今後も、広域的な行政課題に適切に対応するため、近隣自治体との連携を図り、効率的な事務事業の実施に努めるとともに、国や県、共通課題を持つ他自治体などとの連携を強化しながら、共同による調査研究および事業実施に取り組み、多様化・高度化した市民ニーズに的確に対応していく必要があります。

■本市が加入している一部事務組合など

名 称	構成団体	内 容
匝瑳市横芝光町消防組合	匝瑳市、横芝光町	消防
匝瑳市ほか二町環境衛生組合	匝瑳市、多古町、横芝光町	火葬場、ごみ処理
八匝水道企業団	匝瑳市、横芝光町	上水道
東総衛生組合	匝瑳市、旭市、多古町、横芝光町	し尿収集処理
九十九里地域水道企業団	匝瑳市、茂原市、東金市、山武市、横芝光町、大網白里市、九十九里町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	水道用水供給
東総地区広域市町村圏事務組合	匝瑳市、銚子市、旭市	職員共同採用試験、職員共同研修、ごみ処理
千葉県市町村総合事務組合	県下全市町村・一部事務組合・広域連合	公平委員会、常勤職員の退職手当、交通災害共済、非常勤職員の公務災害、職員共同研修、自治研修センターの運営ほか
千葉県後期高齢者医療広域連合	県下全市町村	後期高齢者医療保険

施策の展開

5-3-1 近隣自治体との連携強化

日常生活圏の拡大に対応するため、広域的行政課題への取組みを共同で行うとともに、連携・協力による適切かつ効果的な事業の推進を図ります。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
広域的行政課題の共有と連携推進	広域的行政課題に対する情報共有を図りながら、連携のとれた取組みの実施を推進します。	関係各課
構成自治体および事務局との連携強化	一部事務組合および広域連合の円滑な運営を図るため、構成自治体および組織事務局との連携を強化します。	関係各課

5-3-2 国・県との連携強化

国・県との情報共有を強化しながら、高度な行政需要への対応に取り組みます。

■取組内容

取組み	取組みの概要	主管課
国・県主体事業の推進	高度なインフラ整備や広域的課題への対応において、国・県が主体となって実施する事業の推進を図ります。	企画課 関係各課
人事交流などの促進	県との人事交流や職員の研修派遣により、職員の政策形成能力や行政運営能力の向上を図ります。	総務課

